

上州における飛脚問屋

—京屋藤岡店富田永世との関連において—

藤 村 潤 一 郎

序

富田永世、通称は金藏で晩年には高等の印も使用している。安永六年六月武藏国秩父郡太田村に生れた。彼は「上野名跡志」⁽¹⁾、「北武藏名跡志」⁽²⁾の著者として知られているが、「群馬県史」⁽³⁾によると一三歳の時に上州藤岡に出て飛脚問屋京屋に奉公し、「勤続十年の後、江戸詰に転じ、在府二十年また藤岡の本店に来る。爾後専ら京屋の経営に当り、孜孜として主家の発展に尽力す。弘化四年、七十一歳にて退隠す(中略)安政二年十二月歿す。年七十九。武州秩父郡太田の郷里先塋の域に葬り、鶴蒼法林永世居士と諡す」とあり、「藤岡町史」⁽⁴⁾は藤岡帰任後につき「藤岡の支配人として十年、都合精勤四十ヶ年、後老衰の故をもって要職を辞退したが、主人弥兵衛は永世が積年の勤行を多とし、父の礼を以て遇した」としている。

本稿はこれら先学の調査を基として秩父市太田の富田家文書⁽⁵⁾を紹介し、あわせて飛脚問屋研究の一環として上州の飛脚問屋について考察するものである。従って表題から若干離れた問題も含んでいるが、飛脚問屋については今後の史料の発掘にも期待したい。

一 藤岡

富田金藏の生れた太田村の往還は文政九年「新編武蔵風土記稿」によると三峰山を経て信州への路の他に、武蔵国児玉郡阿久原村を経て上州緑野郡鬼石村に至り藤岡に通ずる路があるので、彼が藤岡で奉公する可能性もあつた訳である。前述の通りとすれば天明八年に藤岡に出ており、寛政九年頃には江戸に出て、文政元年頃に藤岡に帰えり安政元年歿する迄いた事になる。ただ富田家文書には江戸に関する史料は見当らない。

さて藤岡は明和七年「藤岡町銘細帳」によると高一〇二二三斗四升七合、反別三七〇町四反八畝一二歩、百姓家数は六六五軒、そのうち本百姓は六二六軒で水呑はいない。人数は二七二一人で馬は五九疋である。職業は第一表の通りで、この外に作問商人が「所にて売買」し、男は「耕作之外、絹、真綿、煙草、其外品々売買」で、女は「絹、真綿」に従事している。作物は田に稲、畑に大麦、小麦、大豆、小豆、粟、稗、芋、蕎麦があり、蚕は年間絹八五〇

第1表 藤岡町職業表
明和7年

| | | |
|-------------|-------|----|
| 酒馬医大鍛屋瓦桶左飾鉦 | びすおろし | 8 |
| 屋喰者工治葺師屋官屋打 | ろし | 11 |
| 根 | | 7 |
| | | 3 |
| | | 1 |
| | | 4 |
| | | 2 |
| | | 5 |
| | | 74 |
| | | 3 |

疋程度、真綿は一二貫目程度を販売する。市は一二斉市で絹、綿、煙草の売買があり、近在には吉井、高崎、渡瀬、八幡山、本庄の市場があり、大略二〜三里の範囲に当る。天明八年には藤岡の一二斉市(8)の場所町の地域は次第に守られなくなつていた。同年の「市日御下知書」では「藤岡町之儀、田舎にも不似繁昌之地に相成候、其証(9)拠には市日人集り之儀、高崎よりも榮之候趣、其上他国遠境を隔て候近州辺よりも出店有之、地借人多く皆以て他国者に候、依之高千二百石余之村々と違ひ、人別も殊之外多数に候」と記している。金藏が出て来たのはこの様な町であつた。上州の養蚕繭について文政七年と推定される吉井宿訴状

は「東上州之分は右繭を糸に引候て売買仕候、右売買市場と申候は前橋・伊勢崎・大胡・大間々・堺・本庄宿にて、毎年六月中より糸市相立ち、売買人群集仕候、西上州分は前々より絹に織立て、在々より持出し百姓直売に仕候、右絹買人は京都・江戸或は江州辺之商人、年々六月頃罷下り、滞留致し居り下仁田・鬼石・渡瀬・藤岡・本庄・八幡山・高崎等にて絹市相立ち（中略）御館主様にても重に藤岡町被_レ思召、自然と御引立も被遊候哉にて、江戸表呉服屋共多くは藤岡町へ落着き絹仕入候⁽¹⁰⁾と述べている。これらの西上州の絹市は藤岡が一・四・六・九の日の一二斉市、高崎は五・一〇の日の二斉市、富岡が三・七の日の二斉市⁽¹¹⁾で、最初はこれに吉井が加わって一順していたのである。天明初年の藤岡の絹取引量は上州の二五・二%、太織取引量の一四・〇%に当り、藤岡近在の取引量は上州・武州の絹取引量三七七五〇〇疋の三六・七%、太織取引量一〇九〇〇疋の三九・四%に当る⁽¹²⁾。これらの絹市に対して呉服問屋白木屋の上州買物役は藤岡におり、上州・武州の近在の絹市に出張したり、買次えの挨拶をしたから、上州・武州絹の相当量が藤岡に集荷する可能性は存在した。事実享保一五年三井では秩父絹一カ年分約五〇〇〇疋を京都に送るのに、江戸經由の場合と藤岡經由の場合との経費を調査しているが、内訳は第二表の通りである⁽¹⁴⁾。この荷物は一駄三五〜六貫の計算で一八・五駄になり、江戸經由駄賃は銀二貫八五〇目、藤岡經由は銀二貫〇三五匁で差引銀八一五匁だけ藤岡經由の方が安く二八・五%の減少になる。更らに秩父絹の買金凡一七五〇両の現送は、江戸―秩父間では金一〇〇両につき駄賃銀一八・五匁で、これに対し江戸―藤岡間では銀三〇〇文（銀凡三・五匁）、藤岡―秩父間は「市乗の序ニ持参いたし候得は、別ニ駄賃掛り不申候」とあり、差引合計銀一五匁、買金総額では銀一貫〇七七匁（金凡一八匁）の徳用になる。したがって藤岡經由の方が三三・九%の費用減少するから、経費の点でも藤岡に絹は集中する。但し近世を通じてこの通りかは明らかでない。なお享保一六年に

尤已前は江戸々上州江飛脚無之故、手前々仕立候ニ付、駄賃銀只今とハ大分高直ニ在之候よし、然るニ近年は上

第2表 享保15年三井分秩父絹500疋為登駄賃表

| | | | | | |
|-------|-------|--------|--------------------|--------|-------|
| 秩父—江戸 | 銀575匁 | 1駄ニ付 | 2700錢文 (此銀約31匁) | 1駄ニ付 | 絹270疋 |
| 江戸—京都 | 2275 | 10貫目ニ付 | 銀35匁 | 10貫目ニ付 | 絹77疋 |
| 計 | 2850 | | | | |
| 秩父—藤岡 | 85 | 1駄ニ付 | 錢400文(此銀4.6匁) | | |
| 藤岡—京都 | 1950 | 10貫目ニ付 | 銀30匁 | | |
| 計 | 2035 | | | | |

上州における飛脚問屋(藤村)

州飛脚屋出来候ニ付、金百兩に付纜錢三百文ニ相濟申事ニ御座候とあるのは注目される。

二 上州の飛脚問屋

安永二年に江戸定飛脚問屋が道中御奉行所に東海道筋馬継を願出た際に提出した「道中三度飛脚宿并取次所」の上州分は次ぎの通りである。

西上州飛脚定日

朔日 五日 六日 十一日 十五日 十六日 廿日 廿一日 廿五日 廿六日
晦日

島屋佐右衛門
十七屋孫兵衛

藤岡 島屋藤八
近江屋嘉助 高崎 近江屋藤八
嶋屋彦兵衛

小幡七日市 安中妙義

伊勢崎嶋屋庄七 前橋近江屋十兵衛
右所々御用物持合、御当地へ左之通飛脚仕出し申候

二日 三日 七日 八日 十二日 十三日 十七日 十八日 廿二日 廿三日 廿七日 廿八日
東上州飛脚仕出し定日

四日 十日 十四日 廿日 十七屋孫兵衛

桐生 勢良田 御領主 十七屋与兵衛

大間々 足尾 同 忠兵衛

右者御当地江飛脚仕出し日々御座候、兩処より京都迄、木曾路飛脚荷物都合次第、不時ニ差立申候、依之右道中筋所々御用向往来共御請負申上候⁽¹⁶⁾

すなはち藤岡・高崎・伊勢崎・前橋・桐生・大間々に飛脚屋があり、領主や足尾銅山にも出入している。嶋屋は江戸の嶋屋の出店で、江戸の十七屋は「京飛脚屋拾七軒請合仲間持」の店で、近江屋は京都の近江屋の出店であり、京都の近江屋は江戸十七屋と相仕である。また江戸嶋屋の京都相仕は大黒屋庄次郎である。

三 京屋

(1) 十七屋・近江屋・京屋

江戸十七屋關所一件後に藤岡に出て来たと推測される金蔵は当時の事件について、江戸では十七屋孫兵衛・同出店山城屋宗左衛門の二軒が關所になり、その奉公人は「寝所ニも困候間、新井市右衛門才覚ヲ以、京屋弥兵衛店平松町ニ有之、和泉屋甚兵衛持ニ而有之候ヲ買取、右買金日本橋御店ニ而拜借、京都ヲ受取直ニ返納致候由、室町江引越見せ開仕候、此時三井本店ヲ暖簾ヲ被下シト云々」とし、さらに「其人々十七屋ヲ由兵衛、清蔵、山城屋ヲ市右衛門、善次郎、善助、京屋ヲ付渡藤七、利右衛門、藤七則名前人也、式三年勤退後、跡市右衛門勤ル」とし十七屋、山城屋、京屋の奉公人が江戸の呉服店の白木屋と三井から資本を引出して営業している。京都との関係は明らかでないが、「然ルニ京都順番飛脚問屋衆荷物受取下シ候而も、江戸ニ届配致候所無之而ハ困候間、京屋株讓呉候様被申無余

儀京都江讓渡候」とあるから、少なくとも一時的には京都順番飛脚問屋仲間との関係は切れていたらしい。京屋株を譲請けたのは越後屋孫兵衛、奈良物屋三右衛門、笹屋七郎兵衛、越後屋七郎右衛門、丸屋孫市と大坂の尾張屋宗右衛門の六名で、「六人持ニテ銘々手代来ヲ下シ置、主人方モ老人宛勤番ニ下リ被居」る経営である。その後は「不勘定打つゝき、年々五拾両七拾兩つゝ、割出候事故つゝき兼、一人逃式人抜連中残少ニ相成」り近江屋喜兵衛が代つて加入したが、寛政末年には尾張屋宗右衛門、笹屋七兵衛、近江屋喜兵衛の三人持になった。従来京屋に苗字、定紋がなかったので、「三軒ノ集居シ時常談」のうちに苗字は尾張屋の大森、笹屋の河井、近江屋の村井を合はせて「大井」とし、定紋は尾張屋の轡、笹屋の三階菱、近江屋の花菱を合はせて「三かい菱ノ中ニ花菱ニテ真ヲ轡十ノ字ニスル（中略）六カ敷紋」にした。その間には京屋が「十七屋山城屋ノ得意追々取候ニ付」文化四・五年には得意極について仲間の出入があつた。この三軒のうち笹屋、つぎに大坂の尾張屋も抜けて文化末年には近江屋喜兵衛の一軒持になった。以上で江戸を終り、京都では近江屋五兵衛が十七屋一件に連座して株式取上げになり、奉公人は「早会所近江屋喜平次方江入込」んだ。その後「喜平次第喜兵衛江株式被下置候、右喜兵衛ハ近五ニ数年相勤被居候市兵衛ト申人也、印ハ山近、苗字ハ村井、紋ハ花菱」である。近江屋五兵衛の先祖は白木屋の「堺町御店ニ被勤人」で、その経営は「追々御店ニ借財出来、容易ニハ御貸シ不被成候様ニ相成、仲間加判ニ而借用致候所、右之始末ニ相成候間、入札ヲ仲ケ間内へ落シ、右株式弁今ニ御店へ差出候事ト被存候、然所天保七年松久一件ニ而株式御取上ニ相成、孝三郎ニ被下置候事ニ候」とあり、最初は営業資金を白木屋に仰いだが、返済が滞り仲間加判になった。十七屋一件による近江屋株の処置について奉行所は株の後継者を入札により求めたが、仲間はその債権保証と仲間規約のために近江屋喜平次第に落札せしめたと推測される。再開した近江屋は白木屋分債務を履行したが、仲間分は滞つたらしい。天保七年の松久一件は不明であるが、近江屋五兵衛の子孫の近江屋孝三郎に白木屋から株が渡されたとしている。

つぎに上州の飛脚屋は十七屋一件以前には「近五トモ十七屋トモ申候、印ハ金二十七、紋ハ三ツ引」としているから屋号は違つても、営業上の区別は厳しくなかつたのであろう。

一件落着後は

上州へハ京都ニ而被仰付相済ト中川嘉介ノ下リ、寛政元六月ノ近江屋喜平次名前ニ而弘候、桐生、高崎、藤岡同時、苗字ハ村井、村居トモ書、印ハ金京、紋ハ花菱也、ミナ近江屋喜平次ノ苗字、紋なる也、金京ノ御店ヲ真似シ候外金也、然所江戸仲ケ間出入ニ付、其趣意ニ文化七ノ京屋弥兵衛ニ改候、桐生ハ近五ノ項ハ十七屋某ト申地飛脚也

としており、上州に対して京都から営業再開の手を打っている。近世における京都の生糸、絹、呉服などの位置を考へれば当然であろう。ここに見える中川嘉介とは桐生の文化元年「文虎亭墓志」に「家屬嘉介者、憑大村某謀再興一、至寛政年間遂成」とある者であり「文虎亭相続主村井嘉平次建」とあるから、当時は近江屋嘉平次名義である。京屋弥兵衛に改名したのは前述の十七屋一件の頃に京屋の株は和泉屋甚兵衛の持添株で、和泉屋出店として支配人藤七にまかされていた。その後、藤七は株を譲受け平松町から室町二丁目権八店に転宅した。この点と前述の金蔵の説との関係は明らかでない。当時の京屋は「得意先も到而少なく、京大坂飛脚屋ノ下リ荷物之世話重ニ致、渡世罷在候」状態で藤七の弥兵衛の死後、召仕の市右衛門が弥兵衛の跡名目を継いだ。同人は元山城屋の手代で、「家業向至而事馴候者故、所々得意先ヲせり取、仲間家業ヲ乱シ難儀至極」として享和三年に道中奉行え飛脚間屋仲間は取締を願出た。その結果文化三年に仲間儀定が作製されたが、これは仕法帳の事であろう。同年市右衛門の弥兵衛が病死して、京都室町三条下ル上処白木屋源右衛門の媒で京都二条上ル所白木屋助右衛門伴徳次郎が相続したが、九歳のため後見人として奉公人の善次郎が采配を振るつた。善次郎は元山城屋手代で相当に手腕があつたらしく、仲間は文化三

年の儀定に拘はらず京屋が十七屋、山城屋の跡株の名目で得意をせり取ったとして、彼の後見をやめるか、弥兵衛が成長する迄「得意分仲間内ニ而預り置、家業徳分ハ類例之通儀定ニ准し不殘弥兵衛方へ相渡、無滞相統為致可申」事にするかを要求して出入になった。善次郎は儀定作製の基となった享和三年の取締は「仲間取締方等閑ニ相成、一統相談之上」願ったもので、これに基く仲間規定に背いた事実はないと抗弁し、出入の直接の原因を江戸の定飛脚問屋仲間のうちの二軒が得意先の老軒に「書状荷物請負之通帳」を入れ、その用向が老軒の飛脚屋に片寄る場合には貸銀メ高のうち諸雑用を除いた徳用を二分して配分する「相得意」の通例を、従来もこの慣例は等閑にされていた事と、南御番所御吟味の結果文化三年以来十組問屋仲間の場合には貸銀を下げ、十組以外の者もこれに準ずる事を理由に京屋が山田屋八左衛門代儀兵衛に対して応じなかつた点に帰している。

京屋が定法に背いたとして、仲間は東海道宿々定宿、大坂表同渡世之者、道中往返の飛脚宰領に江戸での取引停止を伝え、また早飛脚差立近江屋喜平次は早荷物請取を断つたので、文化六年六月に次ぎの条件で内済した。

- 一 相得意ニ割勘定を行なう。
- 二 名前徳次郎は京都から江戸に来て弥兵衛と改名する。
- 三 弥兵衛幼年の間は仲間行司、二条大坂御城内御用年番は勤めない。
- 四 上州・奥州店名前を京屋弥兵衛に改名する。
- 五 川股出張所は引払い、奥州四ノ日出方は五ノ日にする。

結局京屋側の敗訴¹⁹⁾で、さらに同年一〇月仲間に提出した議定一札には「上州表店之儀は、三ヶ所共已来我等出張店ニ致し、京屋弥兵衛出張所之趣ニ掛看板ハ勿論印判諸帳面等ハ早々相改、取引諸書物等ニも右名前之外、紛敷名目等ハ決而相用申間敷事」とし、仙台は出張店に出来ないから今後は京屋と定飛脚の名目は使用しない。福島は京屋出店

であるから今後名前替はしない。川股出張所を引払う事を約している。実際には徳次郎が弥兵衛と改名したのは文化六年一〇月一〇日で、上州店の改名は翌七年正月であり、川股出張所は得意一同の不承知で引払はなかつた。京都の近江屋が再開の手を打った上州店を江戸の京屋の名義にする事と後見人の問題が、京都と江戸の相仕関係に何様な意味を持っているかは今後研究する事にしたい。

徳次郎事弥兵衛は文化一一年四月京都で死亡した。あとは白木屋源右衛門伴が弥兵衛名で京都に住み、店預り人は依然として善次郎であつた。

(四) 藤岡店

天明七年の十七屋吉兵衛は「京都姉小路通り倉西へ入町家持近江屋五兵衛出店上州縁野郡藤岡町百姓庄右衛門借家」とされて借屋吉兵衛と称している。その実態は「五兵衛所持之居屋敷家作、其他大土蔵二ヶ所小土蔵一ヶ所、飛脚商売株式、家内二十五人暮し飛脚之者十五人妻子持其他出入之者」とゆう規模であり、借家であるのに五兵衛所持とは、藤岡では「他国者百姓地讓請け元主を家主と申立仕来り」で、「十七屋吉兵衛と家名を出し、飛脚方為替金銀取引之儀は近江屋五兵衛持」とされている。前記安永二年近江屋嘉助が近江屋を表面に出したのかは不明である。居屋敷は間口六間一尺、奥行三四間の屋敷七畝歩で、他に裏続き奥行一五間余の持添畑とも沽券二〇〇両であり、持添畑に家作する事は禁じられている。この町屋敷は宝暦三年に藤岡町百姓新右衛門から金四〇〇両の質地にとり同七年頃流地になり、同町百姓長兵衛宛名義の証文を取った。沽券証文は京都の本店（近江屋）に送つてある。つぎに建物六間に三四間の町屋敷に、三間に六間の土蔵二棟、ほかに小土蔵があり全部の取毀売払直段は金一〇〇両位である。「家内二十五人暮し」のうち手代店支配の三名は藤岡町成道寺旦那で三〇余年藤岡に住居しており、残り二十二人は「京都、江戸、其外所々出店々半季一季宛代り合ひ罷趣し店働仕候者」である。この外に京都から支配人が来て

いる。つぎに「出入之者五人」は「台所下廻り勝手働きに日々参り居候て、召使同前懃成者」で、「飛脚之者十五人妻子持」は飛脚宰領ではあるまいか。

飛脚株の評価は「望人御座候節は、余程の金高にも可相成候、誠に捨売之様に仕候ても、三千両、四千両には同商売之者は譲請可申候」とされている。

さて天明十七屋一件の際地頭水上氏がこれら屋敷、建物、株式を処分しようとして藤岡町名主、年寄に評価させたところ屋敷建物は全部取毀なら金一〇〇両、建前の儘なら金二〇〇両、株式は「江戸京大坂に本店無之候ては、荷物附送り方無之、諸得意方吞込不申」藤岡店のみ「跡商売株式計り引請候ても、本店宛も無之候ては相積り難く候」としている。⁽²⁰⁾ 十七屋の営業を引継いだ型で業務を再開した近江屋は寛政元年に前記の額をどうしたかは不明である。

イ 桐生店

十七屋孫兵衛出店は享保三年頃に桐生の新居甚五衛門興元の取立てにより成立した。興元は桐生絹市の立替と紗綾機を移入した新居道緩の一族の為登師である。寛保二年桐生新町差出帳には「当町飛脚江戸瀬戸物町十七屋孫兵衛店、京江戸江金銀荷物通行飛脚会所仕候」とあり、安永九年書上（天明四年享）桐生新町鑑では「当町飛脚屋江戸室町三丁目拾七屋孫兵衛出店仕、京大阪江戸に金銀荷物請負飛脚問屋仕候」とある。寛政期に再開し京屋名の支店になった店舗は文化頃火災にあい、新町一丁目に移転し幕末に及んだ。⁽²¹⁾ ところで金蔵によると前述の通り「近五ノ頃八十七屋某トか申地飛脚」である。これは桐生では在地の飛脚屋を経営の実態はもとの儘で、名義上は十七屋のものにしてゐるのではあるまいか。

四 島屋

(1) 藤岡店

上州の島屋については安井宗二の「島屋佐右衛門家声録」に言及している所が多い。宗二が寛政二年に著した「あがたの三月四月」には藤岡について「此所は五十余年のなじみの地。識人も多く」としている。⁽²²⁾
「家声録」は享保二〇年に「藤岡依田取引」として

上州飛脚之事は、初はめい／＼江戸へかづき、又は馬に附なとして売払しを、あふみや五兵衛其頃ハ白木屋のおとこ成しか、此飛脚をつとめ、越後や孫兵衛と中間となり、上州々江戸京都の通路を受あひ、近江の生れ故ニあふみや五兵衛と号、一軒しておもふ儘につとめしを、紙屋平左衛門といふ人、依田与五兵衛とひとつニ成り、享保六七之比自分飛脚にてつとむ、後江戸へ来り教祐と相談して取引となる。近五初ノ名白木屋太郎助、支配平助此ものち八十かし萩八ら勘右衛門手代となる

と記している。近江屋五兵衛については前項で述べた通りであるが、屋号を近江出身者に帰しているが、白木屋は江州出身でその支店を近江屋と称している例があるから、⁽²³⁾最初から一種の支店的な性格を持っていたのかもしれない。越後屋孫兵衛と仲間という事は、越後屋孫兵衛は江州出身で三井と関係があるから、⁽²⁵⁾共に江州出身であり、背後の資本から見ても一種の支店的性格は持ちながらも独立した合資的性格を持つのか、京都順番飛脚問屋仲間のうち兩者のみが上州運輸に関係しており、近江屋が店舗を出したのか、現在の処明らかでない。つぎに教祐とは加賀屋五郎右衛門の事で、手板組の一人として江戸に来ていたのであろう。これが島屋の上州との関係の始まりである。つまり上州には在地の飛脚屋、または運輸に従事する百姓がいて、近江屋の場合には京都の呉服店の手代が彼等を編成する

が、島屋はそのうちの有力者と提携して発足した。宝暦八年「藤岡店之事」には「依田与五兵衛道中 御奉行様江取入、從藤岡江戸迄荷物付送り、此方へ飛脚着商売被致候」とあるから単なる飛脚ではない。

再び「家声録」の延享元年には「依田与五兵衛と取引之処、年々不勘定ニ付、安井教円かの地へ馳行、万事相對のうへ、飛脚共に此方へ引取、店賃として六兩ツゞ渡」す事にしたが、「教円与五兵衛双方鉄心之生湯刃場にも及ぶほどの論」のうへの事であり、教円は手板組の一人である大和屋善右衛門で、初代の安井氏である。負債の重なりを機会に支店化したのであろう。店舗は間口二間、奥行二間で地所は借地である。手代三人、才領三人を引取ったが、手代のうち一人は後述する高崎の松本茂右衛門の子である。島屋の経営になつてからは、「藤岡店之事」によると、引取った手代のうち平八を支配にした。彼は寛延二年元手金二〇兩と従來の借金三〇兩を与えられ別家した。その任期中は江戸から詰番老人が来ていた。後任の支配には付渡の手代又兵衛がなり、詰番は組合年寄の病氣、死亡のため置かなかつた。又兵衛は宝暦五年元手金二〇兩、借金三〇兩を与えられ退役し、同年中は後見、翌年信州長久保の郷里に帰り「相応ニ商売」をした。あとの支配は上州吉井近在で浪人していた藤助が依田武左衛門の請判でなつた。この間の経営は「家声録」によると順調ではあつたが、次第に近江屋五兵衛と競争になり買物進物など張合い集荷はするが利益は出なくなり、宝暦六年には藤岡の中屋半兵衛に店を譲渡しようとしたが、島屋の安井宗二は今一度と丸一年藤岡に詰め近江屋に交渉して運賃値上げ、江戸から上州宛荷物の現金取引、荒物などの共同購入を協定した。値上げは得意も認めた。また翌七年一二月の勘定まえに奉公人の藤助、四兵衛（四郎兵衛か）、平助による金三三〇兩の遣込みを発見したので、これと子飼の奉公人で依田武左衛門の養子になり店の支配になる事を目論んでいる喜七を追出した。

「藤岡店之事」は藤助が宝暦九年支配になつた時の有物金一五〇兩が、同九年には金二七三兩余不足になつたとし、

その内訳は第三表の通りである。計算の基礎が不明であるが差引のあとに「此内七八拾兩程上州借用金利足払し由」とあり、これが何の項に入るか不明である。利率一〜二割では元金約三五〇〜八〇〇兩になる。何処から借金したのであるか不明であるが問題にしている位だから島屋の各店勘定による江戸、京都、大坂からのものでなく在地でのものだろう。さらに「此外諸掛取替金等凡金高六百兩程ハ當時役ニ立不申候」としているから表中の年々残掛金二四八兩三分は回収可能分だろう。結局宝暦六〜九年に八〜九〇〇兩の損失を出し「藤助古今無類之大糞田分也」として、営業は支配人次第だが詰番の必要を漏している。「家声録」とは年代などが合致しない点は後考に俟ちたい。

第3表 宝暦9年島屋藤岡店勘定吟味表

| | 金 | 兩 | 分 | 余 | 錢 | 文 |
|--------|------|---|---|---|---------|---|
| 諸方預り高掛 | 1884 | 0 | 0 | | 4,372 | |
| 年々残掛 | 248 | 3 | 0 | | 3,522 | |
| 諸貸高 | 1099 | 2 | 0 | | 107,301 | |
| 駄賃出高 | 96 | 3 | 0 | | 22,068 | |
| 有金 | 107 | 2 | 0 | | 98,590 | |
| 差引 | 273 | 0 | 0 | 程 | 不足 | |

殊之外之取入ものにて、いとま出し之噂を被聞、ちふ大官十二軒之御得意連状にて帰参之儀御あいさつ有之、ために宗二は「かの辺相廻り四郎兵衛へ情を掛セ話したる入訳、不埒之筋万一申上、御納得ニ而其儘御引取」を願い、結局勘当後二〇年して六〇歳余になったとき名主取扱で出入が許るされた。

さて残りの奉公人のうち最年長の利兵衛を「素人同前」であるが支配にし、宗二が詰めて「店仕廻かほとどの心持有候、存分ニ可致と江戸へも申遣し、町方之かしは役人にもいはせず取はたり、或は年賦とし、ちふ、富岡を定使とし、出入之小揚賃を定め、京、大坂買かゝりを済し、万事十死一生之いくさ同前におもふ儘ニ取斗、江戸之用意も一兩つゝ相払」だったので金二七兩の徳用を得た。宝暦八年勘定は金二三〇兩徳用で、以後は「二百金を大旨とし三百金

まで取りあげたり、利息別ニ払ほととの店と成」った。最後の利足の意味は明きらかでない。そこで利兵衛は後見となり、ついで「働無之ものなれとも、前之不埒もの共へ見せかほニ、五拾金之元ト手を渡」し在所に帰された。後任は藤八である。当時の奉公人の出身地は支配の藤八が山城鞍馬で、伝助は安芸広島、忠藏は上州富岡、儀八は伊勢であり、忠藏は「ふし岡子飼之初」である。儀八は後任損じて江戸勤になった。

これらの事実は依田から引継いだ在地出身の奉公人が荷主と強い關係をもち、旧主の影響も受けていたので、島屋は在地以外の出身者を採用し自家の營業方針を進め、実施の際に障害となる在地出身者を経理を理由に追出し、見通しに自信を持ってから在地出身者を子飼として採用した事を示している。処理の伏線として「飛脚も弥平ニ七兵衛四平皆々依たの引渡し、所の百姓ニ而此方ハ客人カ心成し、(島屋の)新左衛門、宗二勤やく比々段々相改り、藤岡店中興相阿うこめし時、惣飛脚中登り毎、一太二百文ツゝ引夫をつミ金とし、毎年六両つゝ田地くしをとり畠を調させ、才領は皆かゝへの下人としてたり、今出入之者も中比迄は此方ト同様のあいさつなりし也」とあり、文意不明の点が多いが延享三年引継時の才領の状態を述べたもので、当時の飛脚は一般の百姓で運搬人の渡世をしている者であるが、それに積金による土地を通じて奉公人の意識を浸透させている。⁽²⁶⁾

藤岡店の主要な顧客は武州八幡山の買宿久米四郎右衛門・坂本伝兵衛で、後者の甥勘藏は「此人之目利を以絹の定まる程」であり、又兵衛が支配の頃には為登荷一〇〇駄で、四兵衛の頃は四二〇駄に増加した。これは上州一の為登師十一屋又兵衛⁽²⁷⁾が紀州名前で荷物を送り、これに十七屋、島屋がその書状を取扱はず争になり和解したが、「数年之なしミ成を以之外ニ意地を張ると憤のあまり」安永八年から用事全部が島屋取扱となったから、その結果木曾海道で三度荷物とその宿泊所を十七屋と云ふ程であったものが、逆転するに至った。

支配の藤八は天明六年に煩って死亡し、手代伝助は「得意方之働ハ能く、内分之出入勘定大下手にて其身借財相

増」たので江戸へ転勤させられ、残った手代藤三郎改め太兵衛と忠八の兩名が支配で忠蔵は詰番代になった。島屋各店間の奉公人の交流が考えられるが、一応店の奉公人制度は軌道に乗ったと考えられる。なお明和八年火災に罹っている。

(四) 高崎店

「家声録」によると享保一六年に「松本彦右衛門といふものが願出し、同十八年に此方へ引取相談」したもので公儀向名義は島屋左七である。この店は代々松本の持店で松本氏は茶間屋でもあった。彦右衛門の子茂兵衛は藤岡店の手代で、のち伊勢崎店、高崎店と遍歴して病死した。弟彦兵衛は最初江戸店に、ついで兄の跡を襲い伊勢崎店を経て高崎店に帰った。当時は出店としての飛脚の他に自分商として油、塩、合羽、八守^カ円などを売っていたが、勘定滞で二度札をうけ金一〇〇両の元手金が与えられたが巧く行かず、島屋が「此方へ引取、一度は藤八に支配させた」が、再び彦兵衛にまかせた。必らずしも島屋の方針が固定的でない事を示し藤岡店とは違っている。「飛脚一人立候事無之店」であったが、同地の十一屋又兵衛が上州一の為登師になる途は高崎店の発展する途でもあり、安永頃には「一人立之飛脚ほとに成」ったが、同八年彦兵衛が死亡し「身上むつかしく後家心底よろしからず」進退が問題となったが、茶類と菓の八守^カ円を取扱い俸左五郎を彦兵衛と改名させ、飛脚業務は江戸の支配をうける事にした。「藤岡店之事」には松本源三郎が地頭に願出て飛脚取次所を始めたとし、茂兵衛を同人俸としてゐる。茂兵衛の経歴は「家声録」と余り差がない。彦兵衛は宝暦八年高崎に帰り「直々高崎相勤出精」し開店以来始めて金二二両、錢五五〇文の徳用があった。宝暦二年から八年迄は「江戸無構高崎賄」であった。

「両史料から見る通り丸抱的な出店ではない。在地出身者と得意先との関係は経理上で筋を通しにくく、兼業との會計上の区別も困難だったのだらう。これ以後の事については「概観高崎市史」に「大阪の飛脚問屋嶋屋の出張（では

り）ができたのはじめで、のちに和泉屋甚兵衛、江戸屋仁三郎、山田屋八右衛門、島田京屋など合わせて五軒の業者があつたが、明治五年（一八七二）三月、島屋吉三郎が同業者の権利を譲りうけて郵便法制定まで営業を続けた⁽²⁸⁾とある以上の事は不明である。たゞ前半の部分は推測の域を出るものではないが、引札などの賃銭定にある江戸定飛脚問屋名の列記を其儘引用したのではあるまいか。

イ 伊勢崎店

「家声録」と「藤岡店之事」によると、享保一二年頃に桐生の伊勢出身の買次商人佐羽市兵衛、同清右衛門⁽²⁹⁾の勧められ、同一四年に成立した。初代の支配半兵衛は大坂屋茂兵衛の手代を勤めた事があり、伊勢崎で結婚していたから世帯店で入用が多く徳用がなかつた。当時の奉公人は「飛脚は八右衛門とて江戸通ひ駄荷之余りハ自身背負歩行、下おとこは武助、上方飛脚ハ桐生之弥七、其外ハやとひ」で店の規模は大きくない。尤も取立てた佐羽家も天明期の二〇分の一位しかなかつたのだから当然である。経営が「江戸の店おもふやうに無之」ため延享二年に半兵衛は江戸に転勤し、前述の通り茂兵衛が支配となつたが金五〇〇兩の損失、代つた弟の彦兵衛は徳用を出した。次いで伊勢桑名（一説には美濃）出身の庄七が支配になり、「随分堅固にして出情、店益々さかへ、長くほ源六といふもの相働、一反は上州第一の店となりし」程で、店舗は大家喜伝二から永代買物にとり、その得意は左羽と太田の小暮此右衛門、久兵衛であつた。天明元年庄七が死亡し、代つた善兵衛に同六年不埒の筋があつたので、得意の小暮久兵衛が「御世話御引請ニ而暫く支配」を勤めた。この店は有力な買次商人と飛脚問屋との關係を示している。

ロ 桐生店

「桐生織物史」は安永末年買次商二世佐羽清右衛門純道の勧めにより開店したとして⁽³⁰⁾いる。しかるに同書の安永九年「桐生新町村鑑」による引用は十七屋孫兵衛出店のみで島屋について言及していない⁽³¹⁾。また「定飛脚問屋願濟一件」

第4表 天明6年上州島屋奉公人表

| 店 | 地 | 後見 | 支配 | 手代 | 雇人 | 手伝 | 計 |
|----|---|----|----|----|----|----|---|
| 伊勢 | 崎 | 1人 | 2 | 5 | 1 | | 9 |
| 高 | 崎 | | 1 | 4 | 1 | 2 | 8 |
| 藤 | 岡 | 1 | 2 | 4 | | | 7 |

第5表 天明6年上州島屋奉公人出身地表

| 店 | 地 | 伊勢 | 美濃 | 近江 | 上野 | 信濃 |
|----|---|----|----|----|----|----|
| 伊勢 | 崎 | 1人 | 1 | 1 | 5 | 1 |
| 高 | 崎 | 1 | 1 | | 4 | 2 |
| 藤 | 岡 | | | 2 | 2 | 3 |
| | 計 | 2 | 2 | 3 | 11 | 6 |

(附) 奉公人と店舗

にある前述の安永二年道中三度飛脚宿并取次所にも十七屋のみである。つぎに天明七年七月序の「家声録」には全く出てこない。従ってこれは誤りで、開店は天明七年の八月から一月の間である。⁽³²⁾これ以前については天明三年九月伊勢崎、桐生、高崎などの為登荷物の運賃割増願書は伊勢崎店支配の島屋善兵衛と十七屋七兵衛の連名である。⁽³³⁾問題はあがあるが伊勢崎店が取扱っていたものではあるまいか。大坂屋茂兵衛が得意がつかず引いたのはこの時期である。

既に各店の奉公人について若干ふれたが、「家声録」による天明六年上州三店奉公人の内訳は第四表の通りで、その出身地は第五表の通りである。上州飛脚一七人と称しているから手代一三名、雇人二名、手伝二名がこれに当る。各店の支配と後見の出身地は伊勢崎店が伊勢と美濃、高崎店は上野、藤岡店は近江、信濃と上野である。つぎに雇人のうち伊勢崎店は旧藤岡店支配の帰参者、高崎店は同店支配の伯父であるので、彼等は例外的な雇傭である。藤岡店の手代の一人は「今やしない殺し」と記るされている。奉公人の出身地は上野が四割で、これに信濃を加えると七割に達する。しかし後見、支配の者に限ると上野は三割に達しない。そして奉公人の年数は第六表の通りで、五年以下が約三割八分を占めており、その大部分は上野、信濃の出身であるので、次第に地元出身者によって営業する方針に向つたろう。

また同年諸店出入の者に助力しているが、上州では三店の飛脚一七人の他に伊勢崎店四名、高崎店二名、藤岡店五名に金子が与えられている。彼

第6表 天明6年島屋奉公人年数表

| 出身地 | ～5年 | 6～10 | 11～15 | 16～20 | 21～25 | 26～30 | 31～35 | 不明 |
|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 伊勢 | 1人 | | 1 | | | | 1 | |
| 美濃 | | 2 | | 1 | | | | 1 |
| 近江 | 4 | | | | | | 1 | |
| 濃野 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 4 |
| 上計 | 9 | 3 | 2 | 2 | 1 | | 2 | 5 |

上州における飛脚問屋（藤村）

等は才領であろう。

つぎに店舗は伊勢崎店が九間に二五間で、土蔵が三棟あり地面は永代質物で大家は鍋屋喜伝二である。高崎店は店と土蔵三棟のほかは不明である。藤岡店は自分建て地面は九間に一八間で永代質物にとつてあり、大家は依田与右衛門である。

なお天保一二年には江戸定飛脚問屋の和泉屋甚兵衛に定飛脚株式を一五〇〇両の引当に差入れていた島屋佐右衛門は御為替銀滞が原因で、その組合持人紀伊国屋九郎兵衛、嶋屋新右衛門、河内屋喜左衛門は「定飛脚株式并諸書物諸帳面類、諸色諸道具、土蔵三ヶ所、建家、猶又奥州上州出店八ヶ所并諸書物諸帳面、諸道具ニ至迄、右一式不残」を越後屋万右衛門、越後屋万兵衛に譲渡した。その際に島屋佐右衛門名前人になった両越後屋に彼等が宛てた一札に「他国ニ飛脚出店多有之候而者、支配行届兼候ニ付、上州五店之分望人有之次第、譲渡可申儀承知仕候」とある。これが実際にどうなったかは不明である。⁽³⁴⁾

五 宿問屋との関係

「家声録」によると江戸―藤岡の運賃は宝暦以前には錢一貫一〇〇文で、宝暦一三年にはこれが三貫文近くなり、馬士も我意を張り始めたので島屋と十七屋は大宮問屋などの世話で低下をはかり一貫五〇〇文になった。これはすぐ崩れ再整理をはかり、道中奉行への出訴をほめかした。板橋問屋が中心となり「宿々一言之違乱ニ不及、馬士共呼付

きひしく申渡し」もとの値段になった。更に以後不埒の宿があれば板橋問屋が糺明する事にしたので、島屋はこれを徳として正月に江戸から札に行く慣例であった。

明和七年に鴻巣宿館川庄右衛門方で島屋の金二五〇両が盗まれた際には、島屋は上州と江戸の双方から処理に赴いたが、宿の手落が原因のため、宿が金一〇〇両返却、金一〇〇両年賦、残りは島屋藤岡店の内遣にする事で解決した。また天明五年藤岡出の島屋飛脚が熊谷宿泊中に二朱判四〇〇両の盗難にあった。不寝番料金一五〇両が支払はれていたのに、責任は宿側にあり、その上に「此方之恩をかふむり為る」宿であるから、「熊谷の宿退転の大事」として取戻した。金四〇両程の札金を渡し「道中は能して置へきもの也」としている。これに反して同四年近江屋五兵衛の才領が、熊谷堤で金入荷物一個を奪はれたが以前に鴻巣附出し荷が盗まれた際に手代の処置がよくなく、問屋役人が立腹しており協力が得られず、犯人不明で約六〇〇両の損害になった。

また天明七年には板橋宿を通じて藤岡を除く中仙道宿場の馬一九七二疋に一定当り大豆三升、糠五升を給し費用金一八七兩二分、錢一貫文を要しており、飛脚と宿との關係が密接なものである事を示している。

つぎに文政五年高崎差立の島屋荷物三駄が軽井沢宿問屋市右衛門に差留められた事実がある。その荷物は従来は神崎飛脚が取扱っていたもので、絵府焼印札と駄賃帳などは持参しており定飛脚荷物には相違ないが、荷物小口に島屋の目印である墨引⁽³⁶⁾がついていない点が問題になった。定宿名主六右衛門は仕立便同様に仕立増錢を払ふ事を条件に継送り⁽³⁷⁾を求めたが、宿問屋は庭口錢を払い神崎飛脚並の駄賃を求めて応ぜず出入になった。その際に江戸の島屋と京屋が「是迄差立候補物之内、諸家様方御用物差挟差立候分ハ格別、其外商人荷物斗差立候節、御定賃錢ニ而往返候哉」との道中奉行の質問に「先年三度飛脚ニ而往返仕候節、御用向ハ勿論、百性町人諸用向迄請負諸街道江飛脚差立来り候所、継立方差支難義仕候ニ付、御触流之儀奉願上候所、追々御吟味之上天明二寅年桑原伊予守様御勤役中定飛脚中

同様ニ被仰付被下置、道中筋へ御触流被成下置、御用向ニ而茂百性町人諸用向ニ而茂、私共江請負候荷物ハ御定駄賃ニ而是迄ハ往返仕来候」と述べ、これに続いて岩村田・諏訪宿・若神子村・鵜沼宿に駄賃荷物を請負った事実が従来あり、また道中からも請負った事を述べ、先年信州松本から附出した紅花荷が軽井沢宿で故障したのとは事情が異なる⁽³⁸⁾としている。

神崎飛脚とは江州の者が従事している飛脚で、上州では島屋・京屋と荷物の争奪を行なったが文政三年道中奉行は従来通り京屋・島屋が請負うよう命じたものである。

定飛脚荷物が問題になるとき、関連法令である天明二年の定飛脚触流しは安永年中の江戸大火、諸国疫病流行などによる人足不足が大名道中の他に飛脚にも影響し「三度飛脚荷物も早井とも日限大延引、諸家外ハ御察答無廻、御屋敷方御手飛脚ニも相成候程之儀」となり、安永年中道中奉行に願出て天明二年許可になったもので、⁽³⁹⁾東海道の他に中山道、奥州路にも触出され十七屋孫兵衛、島屋佐右衛門の名が記載されている。木曾定飛脚については「家声録」によると「東海道之手際ハ大きにちかひ、しはらく定飛脚之威をミセたり」とし、浅間山噴火のため滞る迄は巧くいったとしている。

天明六年十七屋一件のため京都順番飛脚問屋仲間のうち十七屋組は江戸での荷物送込み先に苦しみ京屋株式を譲受た事は前述の通りである。京屋は平松町にあり「家業躰手違ニも有之付、奥州仙台并上州藤岡高崎桐生飛脚も差立」る計画をし、寛政元年江戸の旧十七屋明地に移転した。当時江戸定飛脚問屋のうち大坂屋茂兵衛も同様の企をもっていた。そして寛政元年中山道に定飛脚について触流願が江戸定飛脚問屋で企てられた。最初は京屋、大坂屋、伏見屋、山田屋、和泉屋の五軒が道中奉行に触流しを願ったが、仲間内の故障のため一度願下げ大坂屋、京屋が残り三軒と木津屋、島屋の了承を得て再願した。

「上州辺奥州辺所々御大名様方并御代官所御用向等、別而町方諸問屋ニ而も不通用之趣及承二付、私共此度上州高崎藤岡桐生辺并奥州辺飛脚通路仕度、勿論出店等差出申度候也、依之彼地中山道京都辺飛脚差立、諸方様御通用宜様仕度」として、先の天明二年には「其砌私共儀ハ荷物引請高も無数ニ付、道中筋へ之御触者不奉願上」としている。そして次ぎの御触が出された。

万町又七店

大坂屋茂兵衛

室町貳丁め権八店

京屋弥兵衛

右之者共儀、近年三度飛脚荷物継立相滞候段申立ニ付、吟味之上先達而京大坂飛脚問屋と申付、見セ先へ掛看板差免、以来荷物者定飛脚と認候絵府差、宰領之者江も定飛脚と認メ候焼印札為持、宿々江も右之札を渡置引合、宿場定之賃錢急度相払往返可致旨申渡候間、其方とも宿々ニ而も右之趣相心得、右焼印札請取置、引合無相違分ハ定之賃錢受取、御用物者格別其外之荷物宿場至迄之順次第不留置、宿人馬ニ不限助郷人馬ニ而も早束継送可申者也

八月十一日

肥前御印

中山道板橋

伊予御印

守山迄

右宿々

問屋

年寄

なお奥州筋にも同様の触が出されている。寛政元年木津屋六右衛門は上州飛脚をやめ、翌年退転した。大坂屋は奥州向は営業せず上州も寛政三年にはやめている。文化一四年には天明二、寛政元年の触流しのあとをうけて「いつとなく定飛脚荷物ハ商人荷物同様ニ江跡廻し継立」てられているが、「外々絵府荷物茂同様心得」て運送する事を命じた御触があり請書に島屋佐右衛門、京屋弥兵衛がみえている。これより先き文化四年上州の島屋藤右衛門、京屋吉兵衛が中仙道、奥州路に再触を両江戸店と仲間の了承を得て道中奉行に願出たが、翌年仲間出入のため願下げた事実がある。その際に江戸の島屋、京屋が仲間に提出した一札には天明二年定飛脚問屋仰付についてふれ、ついで「然所後年仲ヶ間共心得違致、諸国之産物并諸商人ノ駄数多請負候荷物迄も定飛脚会府ヲ以通行致候故、自街道筋駄数相嵩、右躰御趣意有之候荷物ニ相混、近年又々宿々継立相滞候ニ付、仲ヶ間一同相談之上、已来諸国之産物并諸商人ノ請負候売買荷物而已ニ而差立候分ハ、定飛脚会府不相用、宿々相對ヲ以継送り相頼可申願致規定、右御趣意有之荷物ハ飛脚出日定日相極差立、宿々延継不相成候様御再触之義享和三亥年道中御奉行所へ奉願上候」と再触の事情を記している。そして定飛脚会府の使用は「御代官御預り所急御用向ヲ奉初、二条大坂御城内御番衆様御用向并御大小名様御知行所御用向江御府内町人商用向ヲ結合一箇ニ致差立」ていたから、両者を別個にし町人商用荷物の場合は使用しないようにしようという訳である。

つぎに宿人馬の使用は「問屋日メ帳案文」⁽⁴⁰⁾によると、「何之誰様御先触、何之誰様御家中先触、御朱印何之誰様御先触、諸御家中先触なし、京大阪御合印三度、三度荷物、商人荷物」である。

この問屋日メ帳について文政七年閏八月九日宿触は「宿々問屋場日メ帳へ可書載出人馬者、御朱印御証文并奉行所より触渡す人馬、又者御定之賃錢等を以継立候分に有之処、其道中筋通行之向々御定人馬之外、相對賃錢を以雇にいたし候分を、右日メ帳へ書載候者心得違に有之、（中略）以来相對雇之分は日メ帳へ不書載一儀と相心得、尤相對雇

者其所相当之増賃請取之、問屋役人へ申談有之⁽⁴¹⁾之分は世話いたし、稼人馬を雇立可差出⁽⁴¹⁾事」としてゐる。つまり日メ帳には御定賃銭分人馬を記載してゐるのであるから、前記案文はこれに当る分である。したがって飛脚問屋も会府使用が曖昧であるが、宿の方でも同様の事もあつた訳けである。日メ帳の飛脚問屋荷物が営業の全数量を示してゐない場合がある事を示している。この問題については更に検討する事にしたい。

六 買宿との関係

島屋の各店がその所在地の買宿と関係が深い事は前述の通りであるが、藤岡の買宿吉田半兵衛⁽⁴²⁾によると、島屋・京屋の駄賃は第七表の通りである。⁽⁴²⁾京都の場合に宝曆から寛政にかけて駄賃が銀免に転換し、京都払いになつた点が注目される。寛政期には荷物、仕立荷物ともに「三分引暮之市にて請取」りて、文政元年には寛政期の駄賃に一割増を飛脚問屋が願出て、絹買中のうち藤岡逗留中のものが一同相談の上、一貫目に付き四分上げを認め、彼等以外は一割上げとした。なお第七表は一般値段を示す。

そして駄賃のうち六分宛暮に割返しを請取り、京都仕立の荷物についても買宿は割返を請けている。江戸駄賃には割戻は見当らない。なお大坂駄賃は京都駄賃に五分増である。

そして吉田半兵衛の所に升屋岩城店の買役が来ているが、この升屋の駄賃は寛政期には並荷物一貫目に付銀四・七〇匁、仕立荷物銀六・〇〇匁で、文政元年にはこれに四分増である。そして京都江戸共に升屋宛書状は無賃である。

つぎに江戸のみに金子の駄賃があるが、これについては三井の「旅買物式目」に「上州買物一卷江戸表之支配にて金銀送り方、帳合仕法諸事指図被致、買方役も向店より重に差遣し候、然るに近來桐生表買物大数に相成、絹秩父へ文にては夥敷く買物有之候処、風合吟味之仕方彼地にては平生手掛不被申故、申放難行届に付京都より差下り候儀、

第7表 藤岡京屋・島屋駄賃表

| 宛先 | 種類 | 宝曆 | 寛政 | 文政元 |
|----|-----------|------|-------|-------|
| 京都 | 荷物 1貫目 | 300文 | 5.00匁 | 5.50匁 |
| | 仕立荷物 1貫目 | 500 | 7.00 | 7.70 |
| 江戸 | 荷物 1貫目 | 100文 | 150文 | 165文 |
| | 金100両 | 300 | 350 | 385 |
| | 南錠式朱判100両 | — | 850 | 940 |
| | 書状 1通 | 24 | | |

上州における飛脚問屋（藤村）

二四〇

然れども当地より下り候儀、京都に關東問屋有之事に付相成不申、依て江戸店へ罷下り、彼地より買方に罷下り候建前に候間、此処相心得江戸買方役も万事示し合ひ極引可申候⁽⁴⁴⁾とあるのが背景だろう。

さて吉田半兵衛家にある升屋岩城店の弘化三年「絹市買役掟書⁽⁴⁵⁾」には、
從江戸金子着次第相改め、亭主並島屋左衛門殿京屋弥兵衛殿両家之内へ預け置き、入用次第請取可申候

とあり、また

市場様子相場高下之儀、具に毎度京都へ致通達、差図を請け可申候、勿論江戸店へも右之趣に相心得致通達、金子工面等不都合に無之様可致候、毎度飛脚出日には無懈怠両津とも致通達可申候、尤如何程用向有之取込居候とも、京都文通便毎に急度差出可申候、此儀堅く相心得可申候事

とある。飛脚が買宿と共に呉服店の業務上に重要な役割を果している事が知られる⁽⁴⁶⁾。

また同家の「年中行事家格定式⁽⁴⁷⁾」は「得意方年始状年内に相認め置き、正月島屋初飛脚に相渡し候事」とし、京都の升屋、糸屋、井筒屋、江戸の升屋、近江屋、戎屋などへ冬に葉煙草、蕎麦粉、下仁田葱などの進物を贈っているが、「島屋の伝言、無賃遣はし」で、京都の日野屋、越後屋、江戸の川口屋への進物は「半駄賃」である。

つぎに桐生の場合、京屋の用留帳と称せられる「永世菜⁽⁴⁸⁾」にある三井の「御店仕法書」には

買金入用丈差遣し候得共飛脚屋へ預置、市日入用丈を買方役之者請取、買入之品を荷造り致し、京都江戸両地へ

差送り可申候、染張の品は勘定帳を以立会見改、残金亦々飛脚屋預置可申事

とあり、藤岡の岩城店の場合と同様である。また桐生の寛政三年正月「絹買仲間議定」⁽⁴⁹⁾には、島屋、京屋の「両飛脚屋願筋之儀申出候は、御得意方江其月行司より連札を以て通達致し、返翰之趣を以て飛脚屋へ可及挨拶事」とあり、その文化六年改には「絹買問屋仲間より京都へ為差登候糸絹荷物之外、いとぎぬ京都へ為差登呉候趣申参り候節は、絹買問屋月行事へ懸合、其上受取為差登候様両飛脚屋へ申渡し之事」とし、絹買との密接な關係を示す。事実駄賃の交渉は若干前にもふれたが、天明二年の桐生の場合には絹買仲間行事と江戸呉服屋仲間との間に、桐生払を江戸払にする事と値上げを求めて行なはれたが、駄賃は規定と實際は別個として値切られる場合が多く、「江戸呉服屋方面から運賃不同に関する照会があつて、買次と飛脚屋との内情が暴露し、飛脚屋よりは過受取を割戻す」⁽⁵⁰⁾場合もあつた。

享保一六年三井大元方は上州の荷主の約六割は前貸を求めないが、残り四割は見込価格との差が一割未滿程の多額の前貸銀を要求する事を述べている。⁽⁵¹⁾この間の事情は後年も変らなかつたろう。すなはち寛政六年島屋利兵衛は足利の絹買に対する出入訴状のなかでは「家業稼方之内に近郷近在之もの、糸絹類買出京都問屋江為差登為替取組候に付、私方へ相頼来候節取扱之儀其金高に応じ、代呂物或は買目を改め私方より請取之上に而金子相渡候筈に京都問屋と致定作法相定置候」とあり、また文政二年京屋弥兵衛宛の荷為替金預り手形には「糸絹買調候手当金ニ髓ニ預り申候処実正也、然る上者桐生新町市日毎に買調候諸品無相違貴殿江相渡可申候、尤金子にて御入用の節は貴殿御次第何時成共金子にて相渡可申候」とある。⁽⁵²⁾つまり飛脚問屋は京都和糸絹問屋、江戸呉服店の集荷機関の一部に當つてゐる。

七 地頭との関係

文久二年に京屋弥兵衛、近江屋孝三郎が藤岡笛木町役人中に宛てた「御用飛脚通」の請負証文には「諸国飛脚御用向金銀御荷物書状、不依何御請負申上げ日限之通り無相違御届可申上候、万一於道中紛失故障之儀出来仕候はば、私方々相弁じ少しも御損難相掛申間敷候、為後日仍如件」とあり、江戸飛脚定日は月々二七の日、盆前十一日限、極月廿六日限りで御調物は三カ年限である。⁽⁵³⁾

つぎに同町文政元年「皆済目録」によると、同年分貢租の六〇・四%を京屋、二一・三%を鳥屋が江戸の地頭水上氏に運んでいる。⁽⁵⁴⁾ また天明五年地頭廻状を十七屋が請負ったらしく、「村村申合十三日十七屋便に相場書取置之無間違可差出」とあり、文政二年には廻状を鳥屋が請負い「右御書付写去る七月十四日出藤岡町始まりにて鳥屋便り差出候」と見えている。⁽⁵⁵⁾

さらに追分、杓掛、軽井沢宿問屋から高崎の鳥屋が、信州御影御陣屋向嶋岸郎から江戸川崎平右衛門役所内名和政兵衛宛の金八三両、南鐐一〇両一步、銭六一九文、御用状を高崎から江戸迄駄賃九一九文で請負っている事実もあるから、⁽⁵⁶⁾ 飛脚問屋は町や領主の便も請負っている。

八 営業状態

この項は前後と重複する所が多いが便宜上営業一般について記るものである。寛延四年鳥屋江戸店はその藤岡店に金銀の取替を禁じ、抛ない筋から申込まれても支配の一存で処理する事を禁止している。在地出身の飛脚から三都の飛脚の上州店への性格の移行期以後には一般的な通達として受取ってもよいのではなからうか、藤岡、伊勢崎両店

第8表 寛延4年上州飛脚持賃表

| | | |
|--------|------------------------------|-----------------------|
| | 金100両ニ付 | 荷物1駄ニ付 |
| 江戸→伊勢崎 | 64文 | |
| 江戸→高崎 | 64 | |
| 伊勢崎→江戸 | 100 | 本庄渡 1600文 深谷渡 1450 |
| 高崎→江戸 | 64 | |
| | 金100両ニ付 | 荷物1貫目ニ付 |
| 藤岡 | } 上方 大阪 京都 伊勢 土山 | 11.00匁 |
| 高崎 | | 5.50匁 |
| 伊勢崎 | | 5.00 |
| | | 6.50 |
| | | 5.00 |

第9表 文化2年京屋上州賃表

| | | | |
|-------|------|---------------|------------|
| 荷物 | 西東上州 | 秩父・下仁 田・寄井 | 足利・大 間間 |
| 金100両 | 550文 | 770 | 770 |
| 銀100両 | 1100 | 1300 | 1300 |
| 荷物1貫目 | 180 | 246 | 200 |
| 御状1通 | 25 | — | — |

の支配が立会い江戸店が決定した「上州定引下ヶ候直段覚」は第八表の通りである。高崎店が立会はなかつたのは伊勢崎店支配が高崎店由緒の者であつたからである。伊勢崎店関係は江戸本店渡し、高崎店関係は藤岡渡しで、藤岡から高崎迄の馬駄賃も藤岡払である。これが常態かは不明で、江戸—伊勢崎間の持賃の相違や本庄渡、深谷渡の意味は不明であるが、三店のうち伊勢崎店は江戸本店との関係が強く、上州では藤岡店が一種の総轄店化する可能性があるのではないか。

のではないか。

つぎに文化二年邑井京屋弥兵衛の「大細見」の「西東上州賃定」の項は第九表の通りである。東西上州、秩父、下仁田、寄井、足利、大間間がみえており、これが上州の店の集配荷範囲であろう。そして同史料中の「東西上州村々并ニ継銭」の項では尚再考の余地があるが、藤岡、高崎、桐生が仕立場で、伊勢崎は高崎から仕立てているらしい。上州の他にも三峯山、秩父筋が営業地域で、高崎から草津、上田にも届けており、上州七日市前田大和守、同小幡松平玄蕃頭、同高崎松平右京亮の荷物、状箱、封状なども請負っている。また足利、大間間に弓、矢

入箱の賃もみえている。

つぎに何れの店のものか不明であるが、文政二年桐生の飛脚料は第一〇表の通りである。⁵⁸⁾ 表の左側は江戸の場合を

上州における飛脚問屋(藤村)

第10表 文政2年桐生より江戸他宛料金表

| 種 | 類 | 御丸様外 文 | 御屋敷寺 院方 | 御見付内 町方 | 同外町方 | 伊勢崎 ・太田 | 大間々 ・足利 |
|----|----------|-----------|------------|------------|------|------------|------------|
| 金 | 100両 | 950 | 850 | 650 | 750 | | |
| 銀 | 100両 | 1850 | 1750 | 1450 | 1500 | | |
| 手形 | 入状 | | | 64 | 100 | | |
| 大封 | 状 | 200 | 100 | 40 | 50 | | |
| 御状 | 箱 | 224 | 124 | | | | |
| 荷物 | 1貫目 | 375 | 275 | 180 | 232 | 50 | 32 |
| 書 | 状 | | | 26 | | 16 | 16 |
| 錢 | 300文状賃の外 | | | 24 | | | |

上州における飛脚問屋（藤村）

示し、その御丸様外とは御丸、西御丸、二の御丸、田安、清水、一橋、尾州、紀州、水戸、加州の事で、値段は御屋敷寺院方のそれに「定賃の外別仕立百文宛」を申請けたものである。そして表の各項共に水物嵩物類は三割増である。つぎに内容が不明であるが町方賃が御屋敷寺院方賃に比較して一〜四割方安値である。

文化二年上州七日市前田家定賃荷物一貫目は錢一九〇文、小幡松平家定賃錢三〇〇文、高崎松平家定賃錢二〇〇文で、同年東西上州行錢一八〇文に比較すれば高直であるから、これが一般化出来るかは絵府の使用の問題もからめて今後にま
ちたい。

京都への荷物駄賃は寛政一一年近江屋嘉平次、島屋佐右衛門の荷物一貫目運賃で江戸廻しが銀九・九匁、木曾路が八・〇匁で矢張り中仙道經由の方が安値である。⁽⁵⁹⁾

つぎに飛脚問屋が取扱った荷物数量について考えてみよう。「家声録」には木曾道中の安永五年分を問屋帳により、上州十七屋五カ所分一六五七駄、上州島屋三カ所分一五二八駄、甲州四五二駄としており、上州分では島屋は十七屋の九割二分に当る。そして文政元一三年の中仙道分と推測される島屋、京屋荷駄数と京屋上州三店荷駄数は第一一表の通りである。京屋の駄数が各店合計と合致しないがその儘にした。両飛脚問屋共に安永五年分より減少している。これが何を意味しているか現在の処明きらかに出来ないが、京都への生糸為登量は化政期には減

第11表 文政年間上州飛脚問屋駄数表

| 年 | 島屋 | 京屋 | 藤岡店 | 高崎店 | 桐生店 | 合計 |
|-----|-------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 文政元 | 732 駄 | 650 駄 | 274 2 駄 個 | 192 駄 | 284 0 駄 個 | 668 0 駄 個 |
| 2 | 806 | 706 | 307 0 | 250 | 199 3 | 757 0 |
| 3 | 531 | 532 | 263 2 | 130 | 152 3 | 546 2 |

上州における飛脚問屋（藤村）

第12表 中仙道神崎荷物駄数表

| 年 | 小田井 | 塩名田 | 下諏訪 | 贄川 | 上ヶ松 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 文政元 | 30 駄 | 326 | 264 | 134 | 181 |
| 2 | 61 | 584 | 554 | 205 | 231 |
| 3 | 44 | 559 | 390 | 233 | 340 |

少している。島屋は京屋の一一倍になるから逆転しており、京屋の各店では藤岡の位置が四割台を占めて高いが、文化一〇年と文政三年の八年間の平均では藤岡店二八二駄、高崎店一六八駄、桐生店二七五駄であるから桐生店の位置も高くなっている。また「江州方々藤生屈金七ヶ年式万五百両」とあるが、この江州が神崎飛脚をさすかは不明である。

さらに京屋が調査した中仙道宿の神崎荷物駄数は第一二表の通りである。このほかに文政元年には塩名田で麻二七〇疋、上ヶ松に麻六一疋、贄川にも麻があるが量は不明である。翌二年には塩名田に「是々麻なし」とある。麻は上州下仁田の産と思はれるが、表の駄数の変化は下諏訪での伊奈街道や、各宿における脇道との接続から生じたと思はれるので、神崎飛脚と定飛脚問屋の荷の動きは異っているかもしれない。

道中の運送では安永二年島屋、京屋の打合せ荷物が江戸に送られている事実があるから協同して業務を行なう事もあった。

九 文化二年の規定申合

文化二年に藤岡、高崎、桐生の島屋佐右衛門、近江屋喜平治が上州での規定申合を行ない、江戸島屋佐右衛門、京都近江屋喜兵衛が承知奥印しているが、それによると上州では定賃銀が定められており、得意先は全て相出入になっている。これは賃銀引下げや音物の張合いが行なはれ「為登

荷物内金等も先繰先為替ニ相成、荷不足之弁金京都問屋方へ償ひ様相成」候有様であり、競争により「極陰気ニ落入候而自然と少陽之時節至候哉、何れも申出し候共なく元締之儀熟談」したが、それは「過去を見て未来を知る同理、是迄幾年となく内心に争イ種々相互ニ働、先祖達之謀斗も在之候得共、兎角両家不熟ニ而は皆不勘定斗出来、ことし必至と差詰既に相続も難相成時節ニ落候取締也」とあるのが背景である。これが一時的なものであったかどうかは不明であるが、各地にこのような動きがあつて文化三年の江戸定飛脚問屋六軒仲間「仕法帳」が日程にのぼつたのである。さらに前述の扱荷の減少が影響したのかもしれない。

さて「規定條々之目録」にはまず為登方について、その勘定は藤岡、桐生、高崎の場合には両会所立会いで行ない、伊勢崎は一会所のみであるから立会いはない。そして荷物は両会所とも高崎順着に差立てる。藤岡、桐生、伊勢崎をさすと考えられる向々店から高崎への附出しは丸荷の形に纏つた場合にのみで、端荷は都合がつくまで控へる。高崎の位置が中仙道の宿であるためで、経営の中心が移動した結果とは考えない。

登り飛脚には従来増金を遣はし迎金を与えない筈だが、種々の理由を申立て京都で借金する者がいるので今後はこのような者には業務の休止を申渡す。つぎに「京都為替之儀、当丑夏も糸方荷着と問屋方より申出候得共、一円御断申候、絹方之儀ハ手形着嚴敷御申付、従京規定之通引当てと一処ニ手形取次可申事、先手形決而取次請問敷之事」とある。これは恐らく荷物内金の先繰先為替防止のためで、京都和糸問屋と飛脚問屋が業務上密接な関係にある事を示している。両会所の為登積合荷物を高崎から一宰領で仕出した際の道中での故障の弁金は、荷物仕出方が五分、積合之者が三分、宰領仕出元が二分の割合である。そして主人持切荷物は仕出当家かかりである。

江戸行き荷物については勘定は貫目、即ち荷物のみでの割合で金子書状は除外する。荷物の道中での故障は銘々持の形で処理がなされる。「嶋屋江戸方貫目高ニ而出増ス共割合之事」が具体的に何をさすかは不明である。

つぎに紅花は中山道和田宿における泊りを木屋が七分、問屋が三分と定め「宿々世話料之儀、荷相払切渡駄教相し
らへ、相談之上心付可致事」としている。他の荷物とは別個扱だろう。

得意先との関係については、手伝は断るが荷作りのみは特別である。また御店方から荷物を受取る時に支配人差添
であったが、今後は支配下役の老人のみにする。また支配人の市廻りをやめるが、近隣への出向は必ずず行なう。ま
た藤岡では天明末年に江戸の飛脚屋木津屋六左衛門が出店した際に仲間内の得意先争から油単を奉仕したが、文化元
年にこれを廃止したのでを続ける。そして音物は休むが抛らないときは相談のうえ兩名前にする。年礼は扇子のみと
し、暑氣見舞はやめ歳暮は松魚、塩引、数子に限る。また盆中に一度は店方に肴遣物をするが、これは従来藤岡では
島屋が鯨、近江屋が素麵を贈っていたのに代えたのである。

それから武州寄井、大宮の三井初荷の時には酒式升を贈るが、肴はつけない。道中歳暮金の割合は為登駄で計算す
るが、これに紅花荷物は加えない。

一〇 桐生家法帳

「桐生店家法帳」は京屋の京都、江戸の本店から桐生店に宛てたもので、巻頭に「宜御御添削御認可被下候奉願上
候」とあり、筆者は富田金蔵と推測される。下書と思はれるので現場の実情を示すかとも考えられる。

全体は三〇項から成立っており、まず公儀御法度と領主御制禁を守るべき事を述べ、役人中と御本家への心得と火
の用心を、さらに博奕、富札の禁止にふれている。つぎに得意との応対につき、業務関係では客が荷物を持参した時
は「貫目等得と相改、定賃銀違不申様算当致可申受候、通付貸シ分ハ得と扣置可申、中ニは御通と出方御名前違違候事
も有之候得ハ、直ニ帳面へ何れ之御通へ貸と記置可申事」とあり、ふりかかりに持参された荷物は「賃銀只今御払被

下候かと申上候ハ心得違ニ候、直に何程と申上成丈貸ニ不相成候様現金ニ可申受候」とある。そして届先が脇道に入るか、取次が必要な場合の先払荷物は一切断る。つぎに「書状之類、現金貸入聊之儀ニ候得共、家業躰第一之徳分ニ可有之候得ハ」客を大切にすることを求め、さらに桐生とその在、及び大間々、足利などを廻るに際しては届物受取物を念入に改め「成丈ヶ賃銭現金ニ可申受事、集帳ニ相記金銀荷物ニ至迄帳場へ差出し押切印形受取可申事」とし、夜の不用心のため手廻りを早くして戻す事を求めている。

一般的事務については先づ雨濡、抜荷防止のため荷作りを叮嚀にする事、次ぎに江戸六斎と京都下り荷物が到着した時は早く配達し、手板合方に注意する事を求めている。六斎入荷のとき賃銀を受取った場合には「取入帳へ相印、勘定帳へ差出し押切印形相改」るが、金銭受取にはいずれもこの手続が必要で、「後日ニ相成、右帳面へ相印無之無証古ニ而ハ受取人弁納ニ相成候事」を定めている。手形引替物の着不着が問題になる事が多いので確認が必要で、為替荷物は京都問屋衆の差図通りに取計らい「聊吞込貸し先渡し」などは行なはない。

帳場の者は書損じ、貸し上落しないように心掛けるべきで、「掛方二季ニ残り候分ハ店卸前ニ取入ニ相成候」様にし、春は二月一〇日、秋は八月一〇日迄に横帳仕立にして江戸店に提出する。金銭出入については五、十の日に支配人と後見が立合い改める。時貸は抛ない得意でも断り、当座仮帳は使用せず、本帳に記入すべきである。

普請、修覆は一同相談で行なうが、普請については江戸、京都両店の差図をうけなければならぬ。道具は店持品を帳面につけ点検し、貸出分は帳面につけておき催促する必要がある。荒物、勝手入用品は適当なものを手持に整えるが、古縄古筵は捨てずに使用する。

そして使用人については二階、土蔵などの掃持、信心と御先祖様忌日の精進を述べ、勤務中に他出する時は支配人に断り出刻掃刻を届けるが、その際に私用を兼ねてはならぬ。私用も届出て夜五ツ時限り帰らねば越度である。食事

衣類は分限相応にすべきで、酒は平日禁酒、客には出すが御相手が過ぎてはいけぬ。暇の時は家業第一に心掛け、つぎに算筆稽古をし子供にも教える。そして儉約を勉めるが、「譬ハしわきと云ハ白紙ならでは済ざるを反古を用ひ、亦費と言は反古にて濟候事ヲ白紙ヲ猥ニつかひ、又ハ燈ニ而も用事濟候ハ、燈心ヲへらし、両口を片口ニいたし候杯こそ、費をいとふと申ものなるべし」として吝をいましめている。

最後に一統が家法を守る事、若し守らない者があれば宿下けにし、再勤は店にとり扱らない御方の御挨拶でも許るさない。逆に「十ヶ年無事ニ被相勤候ハ、中登申付、弥首尾能重年被相勤候者へハ、多少御恩賞も可被下置事」としている。

一一 収 支

京屋藤岡店の天保一〇年七月「店御勘定」のうち収入は第一三表、支出は第一四表、預口は第一五表、貸方は第一六表である。各項の原記載集計額は収入が金三九四兩二分二朱、錢九九六貫六七三文、収出が金七二二兩三分二朱、錢九九六貫九三九文、預口が金三三三六兩一分一朱、錢七貫九二七文、貸方が金二七〇二兩二分二朱、錢七貫二六五文であるから収支差引金三二七兩一分、錢二八二文不足、預貸差引金六三三兩、錢三五八文不足である。これに表外の有金殘金四一兩二分二朱、錢三二〇文を除いた金五六五兩二分、錢三八文が不足である。記載中にみられる金一兩に付き錢六貫七〇〇文の割合で換算して表記した。

第一三表の収入では京都關係の懸入が六四・七%と最大で、現金扱いの江戸關係のうち江戸帰一八・六%、江戸行五・〇%、江戸取一・六%であり、為登分は九・三%、上州店關係が〇・七%となっている。第一四表の支出では運輸部門が六九・一%、非運輸部門が三〇・九%に大別される。飛脚持金として京都分三六・〇%、江戸行分六・九

第13表 天保10年7月京屋藤岡店
収入表

| | |
|----------|----------|
| 江戸婦メ高 | 353,990文 |
| 江戸婦揚道中取 | 338,943 |
| 懸入 | 1996,055 |
| 古懸入 | 411,156 |
| 江戸取 | 60,855 |
| 江戸行寄錢道中取 | 186,913 |
| 為登寄錢 | 347,550 |
| 高メ藤取過 | 12,853 |
| 桐生メ藤取過 | 4,170 |
| 京メ藤取過 | 7,668 |

%、江戸婦分六・六%、江戸廻為登分一・八%で上州関係駄賃二・七%と江戸配賃一・一%がある。馬屋払一・七%、荒物、草鞋代九・一%が加はって運輸部門を構成している。

つぎに利足払七・〇%、年賦払〇・一%があり、且那樣上納は白木屋をさしていると思はれるが、林玲子氏の研究によると白木屋は江戸の京屋（室町店）に「開店以来年々定めの入金をなし、手代も出していたようである。一方室町店は火事見舞や店開きの際の手伝い等は、市谷店その他の分店と同じように差出しているの、ほとんど分店に近い関係」の由である。⁶¹ ついで給金仕着が五

第14表 天保10年7月京屋藤岡店支出表

| | | | |
|--------|----------|---------|---------|
| 為登持金 | 2162,389 | 利足払 | 422,590 |
| 江戸行持金 | 395,025 | 年賦払 | 629 |
| 仲間払 | 23,147 | 且那樣上納 | 234,500 |
| 江戸婦持分 | 583,550 | 名古屋年礼 | 20,453 |
| 江戸配賃 | 66,276 | 京都路用進物 | 66,299 |
| 江戸廻為登金 | 110,550 | 弁金払 | 11,410 |
| 馬屋払 | 100,463 | 臨時入用 | 10,463 |
| 東小駄賃 | 24,064 | 町入用神仏寄進 | 25,747 |
| 南小駄賃 | 56,562 | 御得意音信 | 26,725 |
| 西小駄賃 | 42,305 | 普請入用 | 24,428 |
| 熊谷駄賃 | 13,225 | 諸道具 | 53,735 |
| 桐生上田駄賃 | 24,536 | 米代 | 248,772 |
| 荒物代 | 538,550 | 紙筆墨 | 84,414 |
| 草鞋代 | 9,584 | 内小遣 | 46,857 |
| | | 客来入用 | 83,150 |
| | | 炭薪 | 47,605 |
| | | 味噌香物 | 55,622 |
| | | 茶水油 | 30,465 |
| | | 給金仕着 | 348,271 |
| | | 薬代 | 9,509 |

・八%で、これを含めた店用分が一八・〇%になる。

第一五表の預口、すなはち借金では京御本店預が四一・七%で最も大きく、家内積金が二三・二%でこれにつぐ。他に日本橋御店分〇・三%もみえており、江戸桐生関係五・三%、江戸配賃〇・三%、江戸店為登分〇・三%と京下り賃〇・一%、京荒物代〇・五%が注目される。米原積金の性格は明らかでない。原田四郎左衛門は本國江州蒲生郡八幡町の人で藤岡では醸造業を営んでいる。⁶² つ

第15表 天保10年7月京屋藤岡店預口表

| | | | |
|-----------|----------|------------|----------|
| 家内積金 | 2811,475 | 文 周助差引預 | 27,176 |
| 店有物 | 365,750 | 和助差引預 | 3,350 |
| 原田四郎左衛門殿預 | 340,000 | 民蔵預 | 4,393 |
| 同利足 | 29,480 | 子飼四人預 | 16,215 |
| 江戸店桐生分 | 1072,000 | 江戸配貸見積 | 67,000 |
| 桐生分江戸店預 | 33,500 | 戌亥盆前預同亥盆前分 | 67,000 |
| 利足 | 219,877 | 江戸店為登貸預 | 70,350 |
| 富田金蔵預 | 1340,000 | 日本橋御店年賦預 | 67,000 |
| 惣墓手当 | 65,738 | 中屋半兵衛殿年賦預 | 3,350 |
| 松村おきの殿預 | 67,000 | 高橋源七殿年賦預 | 8,375 |
| 同利足 | 2,007 | 京下り貸預 | 17,613 |
| 土屋惣兵衛殿預 | 670,000 | 京荒物代預 | 111,899 |
| 京御本家預 | 8850,700 | 渡辺伊兵衛殿 | 670,000 |
| 仲間積金 | 1044,350 | 中沢新七 | 67,000 |
| 為登駄引 | 877,700 | 田部井太兵衛 | 67,000 |
| 米原積金 | 288,100 | 山田忠八 | 33,500 |
| 寺無尽 | 73,700 | 帳合預 | 1675,000 |
| 高橋周助預 | 92,950 | 上納残 | 13,400 |

ぎに松村きのは藤岡の絹宿に松村氏があるが、これとの関係は不明で、土屋惣兵衛、中屋半兵衛、高橋源七、渡辺伊兵衛については手懸がない。彼等の分は利足を含めて五・四%に当る。つぎに高橋周助などは姓名に殿がつかない者、及び名前丈けの者と子飼の者は奉公人で七・七%になる。惣墓手当と寺無尽は好意的に預ったもので、さきの奉公人分の一部にも同様の性格がある。この他に利足一・〇%、帳合預七・九%、上納残〇・一%が注目される。

第一六表の貸方のうちでは旧貸帳方五九・八%、前貸帳三・九%が注目される。前貸帳記載分と本項目の貸金との関係は不明である。京都関係一一・七%、江戸桐生関係四・九%、高崎関係一・二%であり、京店日本橋御店は白木屋で京屋の京都相仕（近江屋孝三郎）の一部を負担したのであろうか。御地頭所無尽は附合はされたものだろう。吉田半兵衛は横山和平は文政四年藤岡町の宗門御改帳には京屋の中沢新七は恐らく奉公人で、金蔵外二一名分と共に

前述の通り絹宿で、彼を含めた九名分は三・〇%に当る。つぎに高橋周助、岡田五郎右衛門、

後見で、天保六年には見当らない。高橋周助、岡田五郎右衛門、

第16表 天保10年7月京屋藤岡店貸方表

| | | | |
|-----------|---------|-----------|----------|
| 三峰代参焚上料共 | 7,897 | 文 髮結万吉 | 20,100 |
| 京店へ | | 秩父蛭子久兵衛殿 | 33,500 |
| 白木屋文右衛門殿 | 6,742 | 吉田半兵衛殿外7人 | 383,063 |
| 今井吾市殿麻代 | 8,375 | 横山和平外6人 | 717,028 |
| 熊瀬了円殿火打代 | 200 | 金蔵外21人 | 791,532 |
| 京四番差引尻 | 864,300 | 御店年賦江戸店 | 23,450 |
| 五番京差引 | 750,274 | 亥盆前有物代 | 52,750 |
| ツ印京取 | 11,920 | 丁内若衆 | 13,400 |
| 京店日本橋御店年賦 | 23,450 | 丁内石橋代 | 10,050 |
| 高崎店差引 | 158,631 | 馬士連中 | 153,056 |
| 江戸桐生店 | 670,000 | 馬士拝借金 | 16,750 |
| 御地頭所無尽 | 284,915 | 前貸帳 | 530,369 |
| 保美船場 | 2,500 | 旧貸帳 | 8224,987 |

奉公人関係は一一・〇%に当る。その他に町内関係〇・五%、馬士分一・二%などあり、保美船場は上州鬼石附近にあり秩父往還の渡場である。⁽⁶⁵⁾

これら「店御勘定」の各項目を比較すると、まづ上州関係三店分について収入の際に差引して計上しているのに、貸方で約八三〇貫目貸がある。前者が藤岡店の運輸部門の計算で後者が金融的なものは推測の域を出ない。つぎに京都分約一六三〇貫目貸は恐らく懸入分の未進であり、京四番、五番とある事はこの半季に荷物が六番迄は送られていない事を示している。京都、江戸方面共に中仙道各地宛荷物の輸送は左程多量でない。また江戸行に比較して帰分は約倍に当る。支出のところ飛脚持金によると京都宛荷物の経路は江戸經由を余りとっていない。江戸配賃は借方で殆同額の配賃見積を計上しており、各半季毎に現金後払であるが、これと江戸駄賃の現金扱との関係は不明である。また江戸廻為登金は約一一〇貫目で江戸店為登賃予約七〇貫目が預口にある。従つて約六割が江戸店に支払はれ残分は京都での取引がすんでから支払はれるのであろうか。

京都分についても為登駄賃引約八八〇貫目と京下り賃予約一七貫目が預口にある。前者は為登持金と合計した駄賃の二八・九%に当るが、何様な関係で借金になったかは不明で、上州関係借金についても同様である。荒物代は京都分

約一〇貫目が借金のため全体の一七・二%が借金になる。これも荷主の都合で肩代りし決済後に支払となるのだから。仲間関係では二・二%が支払はれているに過ぎない。この仲間が何処の飛脚問屋仲間かは明きらかでない。

つきに利足はその三四・二%が未進である。利率を一割と一割五分とすると元金は約四、六〇〇貫目になる。年賦払は極めて少額であり、白木屋分には約八九三〇貫目の借金が計上されている。借方二、二二三貫目余のうち何の部分がこの利足の元金に当るか。それとも第一五表以外に借金があるのか、収入三七二〇貫目余に対して運輸部門支出のみで四一五〇貫目余に及ぶから、これは持金の出所とも関連して経営の基本的性格にも及ぶ問題だが現在のところ不明である。この点は文政一〇年京都糸絹問屋の「荷主持の商内」と現金精算化の影響と共に今後検討したい。

なお京屋と白木屋との関係は、天保一二年以来「室町京屋店并二関東田舎店々京都近孝店大損財之儀ニ付、京都御店江戸御店共莫太之損出金有之候ニ付、御商売躰諸仕入向行届不申」⁽⁶⁷⁾る有様に白木屋がなったのを機会に次ぎの申合せがなされた。⁽⁶⁸⁾

永代譲渡申業体之事

一 関東向定飛脚店々七ヶ所相始候以来、多分之入金致、貴殿名前を以渡世相続仕来候得共、今般対談之上、永代譲渡申所実正也、然ル上は右店々家財家蔵業体共、向後違乱之儀毛頭無之候、為後証永代譲状仍如件

天保十四卯年

讓人 白木屋清三郎

閏九月

証人 白木屋八郎兵衛

久右衛門殿事

同 近江屋孝三郎

京屋弥兵衛殿

上州における飛脚問屋(藤村)

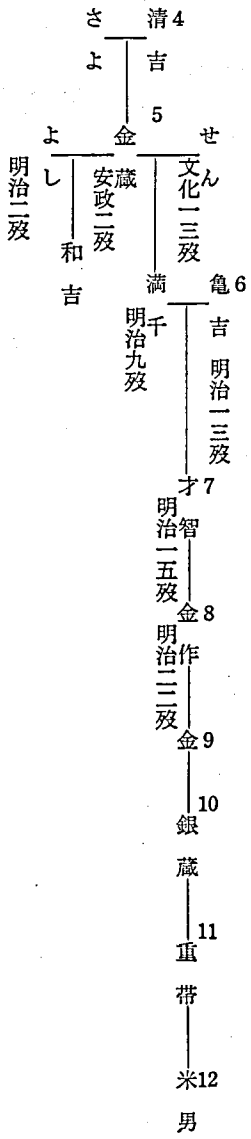
しかしこれによって両者の関係が完全に絶断した訳ではない。嘉永元年藤岡京屋弥兵衛の奉公人金蔵から白木屋の大橋伝兵衛、糟淵清七宛の願書には、天明七年江戸の十七屋孫兵衛、京都の近江屋五兵衛が退転した際に藤岡店も逼塞したが、寛政元年近江屋嘉平次と名義を改め開業した。十七屋は白木屋に大借があつたので、債務を引継ぎ寛政四年一五両、翌年から年二〇両宛返済する事とし、出金は京都店七両、江戸店七両、藤岡店六両の割合であつた。文化七年に店名を京屋弥兵衛と改めても同様に履行し弘化四年までに金一一五両を返したが、同年頃には京都店の三カ年分は藤岡店の立替で、「当店も近来諸店様方御荷物先年トハ相減、道中物入多、雑費は相増店相続出来兼、旦那様御上納茂半減ニ御願申上候程之仕合ニ御座候、其上京都不納分迄引請候而ハ、弥々難波相重候間（中略）五ヶ年之間半減納」を願っているが、結果は明らかでない。

二二 永世富田金蔵

これ迄甚だ雑薄であるが上州における飛脚問屋について判明する所を記るして来た。最後に再び京屋藤岡店の奉公人の一人である永世富田金蔵に帰える事にする。彼は文政四、天保六年の藤岡町の宗門人別御改帳によると後見役であり、現在の富田家の屋号は京屋である。そして彼は死に至る迄勤務した事実もあるから、相当に出世したのである。⁽⁶⁹⁾
⁽⁷⁰⁾う。

富田家の系図は次頁の通りであり、右肩書の数字は同家で称している代数である。⁽⁷¹⁾

つぎに富田家の持高は天明三年卯三月「名寄帳 はけはた 清吉」によると、田畑合六反二二歩、此永三六五文である。富田家に現存する質地証文は第一七表、借金証文は第一八表の通りになる。前者には前記系図に見当らない宛名の証文を若干含み、後者には関係不明の明和二、文化一四年の証文が入っている。なお両表共に括弧を附した数字



は富田家が質地に出し、借金をしたものを示す。これによると、富田家は天明期には家計が苦しく土地の放出と借金を繰返しているが化政期には回復しはじめ、天保期にはかなりの土地集積を行なっている。つぎに同家の天保四年の年貢諸役の内訳は第一九表の通りで、質分が六割に及んでいるから、天明前後の質地を取戻し、借金を返済した上で更に相当額の金子を土地に投入している。天明三年持高永三六五文は天保四年には永四四三文七分に増加しているが、そのうち質分は永一四七文九分であるから天明期同家の困窮は相当なものである。これが金蔵をして藤岡へ奉公に出させた原因の一つであろう。

そして富田家の家計の回復は、金蔵の地位の向上する時点と合致するから、その収入の或る部分は郷里の家に還元している。

天明一二年火災により秩父の家屋、土蔵が焼失したが金蔵はこれを再建した。富田銀蔵氏の御教示によると彼は百姓仕事をした事のない人であるから、家屋は二階の天井が低く農家向きでない。土蔵は従来白壁が縁起が悪いとして黒壁にしたとゆう⁽⁷²⁾。上州の商家は黒壁の土蔵作りであるから、これは彼が郷里に上州の商家を再現したのではあるまいか。これらの行為により金蔵は五代ではあるが、柳田国男氏のゆう「御先祖」になった訳である⁽⁷³⁾。

上州における飛脚問屋(藤村)

天保一四年八月に「武州秩父郡太田村百姓金蔵」は「若年々他国江奉公稼罷出候処、実体ニ相勤、年来主家為筋取斗出精罷在、町方之奉公致奉かう学問之心懸ケ茂厚、殊ニ自在在所ニ罷在候家族共、其外親類組合村役人江茂睦敷百姓相統罷在候段相聞、輕身分常々心得方宜奇特之事」として、御褒美金貳百疋を下され、其身一代村役人並年寄の役

第17表 富田家現存質地証文表

| 年 代 | 件数 | 金 額 | 田 | 畑 | 山林 | 永 |
|----------|----|---------------------|------------|-------------|----------|-------------------|
| 享保 8~21 | 4 | 兩分朱 11-2-0 | 畝歩 7-22 | 畝歩 10-26 | 所 山 1 | 172.5 |
| 元文 2~6 | 2 | 42-2-0 | 8-0 | 25-19 | | 242.0 |
| 寛 保 元 | 1 | 4-3-0 | | 3-28 | | 13.4 |
| 天明 2~3 | 2 | (12-3-0) | | (21-22) | | (127.0) |
| 寛 政 2 | 1 | (2-0-0) | | (5-4) | | (27.0) |
| 文化 11~12 | 2 | 2-3-0 | | 2-3 | 山 1 | 12.3 |
| 文政 2~6 | 3 | 15-2-0 ⁺ | 10-22 | 3-18 | | 40.0 ⁺ |
| 天保 3~11 | 8 | 67-2-2 | 7-12 | 33-27 | 林 1 | 250.5 |
| 弘 化 4 | 1 | 3-2 | 1-14 | | | 19.0 |
| 慶 応 3 | 1 | 24-0-0 | 5-19 | 1-4 | | 77.0 |
| 明 治 3 | 1 | 4-0-0 | | 11-0 | | 53.0 |

上州における飛脚問屋(藤村)

第18表 富田家現存借金証文表

| 年 代 | 件数 | 金 額 | 抵 当 |
|--------|----|------------------|-----------|
| 明 和 2 | 1 | 兩分朱 錢 文 1-0-0 | 竹藪 1所 |
| 天明 2-8 | 3 | (17-2-0) | 2斗6升蒔小林山1 |
| 寛 政 10 | 1 | (1-0-0) | 小林 3 升蒔 |
| 享 和 2 | 1 | (6-3-2 650) | |
| 文化 14 | 1 | 1-2-0 | |

第19表 天保4年富田家年貢諸役内訳表

| | 永 | 永 | % |
|-----|-------|---------|------|
| 石 代 | 108.0 | } 147.9 | 33.3 |
| 畑 方 | 39.9 | | |
| 石代質 | 218.6 | } 275.5 | 62.1 |
| 畑方質 | 56.9 | | |
| 小物成 | 20.3 | 20.3 | 4.6 |

名を免ぜられ、隔年に年始御礼をするよう地頭から申付けられた。これは領主の御勝手向御用金才覚の前振れである。同年一月に才覚金を命ぜられた。太田村名主の用人宛書状によると「金蔵自分才覚ニも難及趣ニ而、書状を以同人倅和吉帰村之上、家内者共江申聞候処、承知驚入」り勘弁を願ひ、彼の資産について「諸事實地田畑共永五百八文持高ニ御座候、当時家内妻子共九人ニ而、奉公稼之分足金致宮罷在候、去々丑ノ八月十二日夜土蔵火出火致、家作半分焼失仕候」とし、さらに「右之次第ニ而、家内之働を以金銀融通出来可成兼と奉存候、且金蔵と申者は元来正直第一之生ニ而、融通差略不調法と申噂ニ御座候」として七十歳に及ぶ事など述べている。余り名主は面識がなさそうである。結局金五〇両を調達したが、御下ケ金は一〇年賦御収納の内をもつて皆済とときに引去る事にした。⁽⁷⁴⁾

さて「群馬県史」には金蔵が「幼より学を好み、業務の傍ら書を読み、橘千蔭、清水浜臣等に就いて、国学を修む。最も多く黒川春村に師事す。春村五百人一首を撰するに当り、永世の和歌、其選に入る。文政二年、江戸の歌人関岡閻亭に詠歌五千六百首の教を受け、同七年に至る。又千種有功卿に就いても、教を受けたり。但し永世が郷土の地誌沿革に興味を有し、之が著述の精力を尽すに至りしは、閻亭に負ふ所大なる可しと察せられる」とある。⁽⁷⁵⁾

天保九年序刊の橘守部編「下蔭集」は守部の門人歌集であるが、その「下蔭集初編作者姓名」には

永世 ^(上野)
同国藤岡号京屋

富田金蔵

とあり、彼の和歌一六二首が収録されている。⁽⁷⁷⁾ その内容についてはわからないが、そのうちに「京のやとりにて」と題して

にきはへる都もおいし旅ねにて猶ふる郷の鄙そ恋しき

とあるのは、彼が京都に行った時期のある事を示している。なお守部の門人には上州の機屋、絹商や宿駅関係者もいるので、⁽⁷⁸⁾ この面で飛脚問屋の營業に便宜があつたかもしれない。

上州における飛脚問屋（藤村）

つぎに浅草庵黒川春村は上州人であるから繋があつたのだろう。文化一一年に彼が著はした「たびうぐひす」には「風雅の友達は恋しき中にも、まいて我浅草の連の友達と聞けば兄弟のごと思われて、小幡、富岡、高瀬、下仁田わたりの連の人々に一たびのたいめはせましく」とあり、⁽⁷⁹⁾上州の同好との士との集団「交際が考えられる。

彼の嘉永六年題字及序文の「上野名跡志 初篇一」の凡例には天保八年頃「六十にあまりて物うさも一かたならぬ」として文政一〇年頃から「なりはひのいとまのひま」に書物を読んだ事を述べ、ついで「おのれもとより、あまたしも書をもたねハ、なかはハ人のをかりもて見つるを、それから中へいたくひめ持て、たやすからぬなともまれハ、さるハのとやかにとめおきかたくて、いそぎ見るまゝに」とあるのは今も昔も変らない事情だろう。そして「縁起由来記之類ハ目錄ニ略」として通計二六〇余部の引書目錄を記している。

弘化三年の京都江戸御店支配衆に宛てた退役願のなかでも、「近来御奉公際之節、年老外ニ慰も無御座、軍書本等少々書見仕候中、上州武州之事見当り候ヲ書拔置、地理ハ家業之因ニも候得ハ、書集板ニ致置候ハ、少ハ国人之為ニも可相成可申哉ト存、上野名跡志五卷北武蔵名跡志式巻相撰、清書板下迄出来」と述べている。そして同年頃江戸京屋は類焼しているので時期がよくないが、板行入用について「少々者心懸も有之其外所持之書物書画等弘候ハ、格別之御損毛者掛申間敷ト奉存候間（中略）彫刻板本出来候様御憐愍之程」を願っている。

ところで彼の晩年に作製され、死後に若干書加えられたと考えられる「所持の品々」に記載された書物は第二〇表の通りである。分類は原題による。これらの書物は箱八個と行李二個に収められ「二五〇部、□四二、千巻、又一四〇冊」と記るされているが、私の計算では四四八部、一七六〇冊、九三巻、八枚になる。刊本と写本の区別、全巻数を含むかどうかは不明であるが、国学系統と歴史地理、和歌俳諧の類が多い。⁽⁸⁰⁾此等の内で近世後期の分を、記るされた著者名と「国書解題」により著者別に示すと、本居宣長が二一部で最も多く、ついで伴蒿溪の八部、賀茂真淵の六

第21表 富田金蔵所持衣類道具表

| | | | |
|------|----|-----|---|
| 竜門上下 | 1 | 中ぬき | 1 |
| 袴 | 3 | 袋 | 1 |
| 小袖 | 13 | き | 2 |
| 袷 | 2 | くお | 1 |
| 羽折 | 12 | 手お | 1 |
| 帷子 | 2 | 文 | 1 |
| 繻半 | 2 | 盃 | 3 |
| 単物 | 3 | こ | 1 |
| 下帯 | 1 | 吸 | 1 |
| 足袋 | 1 | 水 | 1 |
| 綿入 | 1 | 矢 | 1 |
| 風敷 | 1 | 紙 | 4 |
| 呂敷 | 1 | 煙 | 6 |
| 寝巻 | 1 | 煙 | 4 |
| 夜腰 | 1 | 筒 | 2 |
| 股 | 2 | 入 | 1 |
| | 3 | 袋 | 1 |
| | | 打 | 1 |
| | | 硯 | 3 |

上州における飛脚問屋(藤村)

第20表 富田金蔵所持書物表

| 分類 | 部 | 数 | | 量 |
|---------|----|-----------------|----|---|
| | | 冊 | 卷 | |
| 国史神書類 | 41 | 310 | 93 | 枚 |
| 年中物紀地和 | 5 | 21 | | |
| 和文并狂文俳文 | 16 | 171 | | |
| 飯字軍和歌 | 30 | 25 | | |
| 和文并狂文俳文 | 19 | 52 | | 2 |
| 和文并狂文俳文 | 60 | 365 | | |
| 和文并狂文俳文 | 19 | 58 | | |
| 和文并狂文俳文 | 28 | 53 | | |
| 和文并狂文俳文 | 46 | 96 | | 2 |
| 和文并狂文俳文 | 20 | 108 | | 2 |
| 和文并狂文俳文 | 20 | 51 | | 1 |
| 和文并狂文俳文 | 26 | 48 | | |
| 和文并狂文俳文 | 50 | 233 | | 1 |
| 和文并狂文俳文 | 45 | 94 ⁺ | | |
| 和文并狂文俳文 | 24 | 75 | | |

部が纏っている。北村季吟、清水浜臣、松屋北条時鄰、六樹園石川雅望が各三部で、谷川士清、契仲、高尚、綾足建部凉貸、村田春海、空網小川平七、橋守部が各二部あり、度会延佳、狩谷望之、新井白石、関亭、山岡浚明、横井也有、僧立綱、揖取魚彦、高大井八穂、僧昌住、菅原長根、珠阿弥、僧春登、稻彦、瀬川半坪、伴資規、本居春庭、松平定信、海北若沖、細井定雄、小沢玄中、僧竺愷、三井高蔭、浅茅菴、尾崎雅嘉、市川匡、荻生茂卿が各一部ある。此等は彼の読書が本居宣長系統のものである事を示している。

つぎに掛物としては六九幅、書画帖二、色紙一、短冊一、諸名家書画約一〇〇枚、同扇面約一〇〇本、同短冊約一〇〇枚、屏風八枚、文台一があり、そのうち三幅は秩父の生家で焼失し、四幅は死亡時には秩父にあった。一部は京屋と高崎の角兵衛に売られている。

衣類と道具は第二一表の通りで、その一部には「焼、秩父、鶯へ送、細吉へ送、相吉へ送」などと書入れがある。この人名との関係は明らかでない。

金蔵は安政二年二月二日に上州藤岡で歿した。墓は秩父の太田村の自宅脇にある。前記の遺産は処分されたらしく書物金五〇両、掛物金二〇両余の値段がついている。翌三年四月未亡人の富田お芳に京屋からその存生中老人扶持が与えられた。最後に前記天保一〇年七月「店御勘定」には金蔵は金二〇〇両を預けているが、これらの金子の關係は死後も残ったらしい。明治一〇年に八代富田金作は藤岡店から金三円を受取り証書を藤岡から来た二人に渡している。

追記 本稿は昭和四一年度各個研究による成果の一部である。史料の閲覧を許可された富田銀蔵氏、林玲子氏、通信博物館、三井文庫、山梨県立図書館に感謝します。

註

- (1) 嘉永六年版、明治一八年再版、同三四四年再々版がある。(「藤岡町史」九三二頁)
- (2) 「埼玉県史」第六卷四三七一八頁に説明がある。
- (3) 「群馬県史」第三卷三〇九頁。これは「上毛及上毛人」と「上野国人物志」によった由であるが、私はこの両書を未だ見ていない。
- (4) 「藤岡町史」九二四頁。執筆者は昭和二七年六月武州秩父方面に資料調査をなし富田家を訪問している。
- (5) 本稿では富田家文書と通信博物館所蔵文書については特に註記しない。
- (6) 「大日本地誌大系」第二卷六六、七一、二二〇頁
- (7) 「藤岡町史」三〇七―二三頁
- (8) 「同右」七九二頁
- (9) 「同右」七九八頁
- (10) 「同右」八〇八―九頁
- (11) 「同右」七五二頁
- (12) 林玲子「江戸問屋仲間の研究」一〇三頁の第二表「天明初期における上州武州の絹市取引量」による。
- (13) 「同右」一一〇頁。なお同書一〇九頁には大丸屋の事例も紹介されている。
- (14)(15) 「内寄会評儀留 式番 会所」(三井文庫所蔵文書)による。
- (16) 「定飛脚問屋願済一件」(一橋大学附属図書館所蔵)による。なお宇野脩平氏の「定飛脚問屋の公許」(「東京女子大学附属比較文化研究所紀要」一九卷一二五頁)には通信博物館所蔵の別本が紹介されている。それによると、西上州飛脚定日の所には「嶋屋佐右衛門、大坂屋茂

兵衛」とあり、その他の点にも少し相違がある。「島屋
佐右衛門家声録」は延享二年以後の一時期について、「大
坂屋茂兵衛が今いつミの得意をこしらへ、桐生飛脚を初
しかと、人々帰伏なくて引ぬ」としている。この時点の
事を示しているかとも思ふが、相仕關係を考えれば十七
屋孫兵衛と考える可きではあるまいか。

(17) 嘉永年間の「甲府店発起并仕法帳」（山梨県立図書館蔵）には「堺町白木屋御店」「京塚町旦那様」とあるから京都の白木屋である。

(18) 「桐生織物史」上巻三二八—九頁

(19) 敗け公事になった事について、京屋では「名前取究無之、願書之扣書無之故也、右ニこりて何事によらず永代帳ニ控べし、又名前人ハ明も不申様店々ニ而も早速こしらへ置べし」としている。

(20) 「藤岡町史」一〇二—三四頁。これは「藤岡名主御留」からの引用である。なお文政一〇年「商家高名録」による京屋・島屋の図が「文通文化」四号に掲載されており、同書三五七頁に三井高陽氏の説明がある。同図は日本通運株式会社「社史」五九頁に転載されている。

(21) 「桐生織物史」九二、二九八、三〇二、三二八、三三一頁による。

(22) 大江丸旧国「あがたの三月四日」（岸上質軒校訂「続紀行文集」六八三頁八統帝國文庫第廿四編V）

上州における飛脚問屋（藤村）

(23) 「白木屋三百年史」九頁

(24) 白木屋の江戸富沢町店は近江屋与市店（林玲子「前掲書」八八頁）、同市ヶ谷店も近江屋である（「白木屋三百年史」一一六頁）が、文化二年に始まった馬喰町店は山本屋である（林玲子氏御教示による）。

(25) 拙稿「近世中期京都順番飛脚問屋の研究」史学雑誌七四編一—号注二七参照。なお上州には江州商人の出店が多いので、彼等と飛脚問屋との關係も考慮しなければならぬ。

(26) 田地買入れが「飛脚」個人の所持地になり「才領」をその下人にするのか。「飛脚才領」で島屋の土地を小作するのか判然としない。いずれにせよ島屋の下人化したのである。

(27) 宇野脩平氏は「十八世紀なかごらの飛脚業」（比較文化八号）で島屋の上州進出についてふれられ「延享元年（一七四四）年には藤岡店の吸収もおこなわれ、十七屋、近五による上州飛脚の独占にも、ようやく楔が入り、途中明和安永ごろ（一七六四—八〇）紀州家を背景とした十一屋の優勢な時期もあったが、嶋屋の制覇へ進んでゆく」（一一〇頁）としておられる。先ず島屋は享保期から上州と關係がある。十一屋又兵衛を飛脚問屋と解しておられるが「家声録」には「十一屋又兵衛様 同（高崎）中興御取立」として天明七年に高恩神の一人に

数えており、また安永年間の高崎絹買宿に十一屋又兵衛が見えている（林玲子「前掲書」一一一頁）。十一屋とゆ

（34）「永要録 四」（三井文庫所蔵文書）
 天明六年には東海道中筋の馬二四三三疋に一疋宛大豆三升、糠一斗を施し、費用金二二七兩三分、錢五貫三〇〇文を要している。また児玉幸多氏の研究によると、嘉永二年島屋と京屋は軽井沢宿に金二〇兩を借付け、「人馬の持立の困難な者に一年限り無利息で貸附けした。」

いので、私は為登師と解したい。

（28）岡田清美編著「概観高崎市史」五九一六〇頁

（35）「近世宿駅制度の研究」二一四頁）また東海道石部宿の嘉永六年一月「往来方諸人用助成差引勘定帳」には諸人用銀六七貫三六八匁五分四厘、助成引方之分銀五二貫〇九〇匁九分、差引一五貫二七七匁六分四厘不足、外に銀一四六匁余人別配当渡とあり、この助成引方之分の内に「金二兩 京都順番会所より先番荷物ニ付受取分、金三兩 三都会所より早荷物織立ニ付受取候分」（「右部町史」一七四一六頁）とあるのも、飛脚問屋からのものではあるまいか。

（29）「桐生織物史」上巻二九八、三〇一頁参照。なお同書では佐羽市郎兵衛となっている。

（30）「同右」三二九頁

（36）京屋荷物の目印は赤縄である。

（31）「同右」三二八頁

（37）六右衛門は「軽井沢町志 歴史編」（二九四頁）によると、定飛脚の定宿で京三度屋であり、寛政初頭にはこの他に紀州、尾州、越州、加州、富山、高田、糸魚川、松本、上田などの飛脚荷物を取扱っていた。

（32）「同右」三二九—三三一頁に天明七年一月領主酒井家役人から桐生新町役人に宛てた申渡書について「十七屋は、手代の非行により、自然営業不振に陥った隙に乗り、新規の飛脚屋、自家の支店を出さんと、内々運動を試みたのであった。併し領主酒井家役人は、島屋が十七屋を後援して、営業継続をなすを聞いて、その情誼の厚きに感じ、新規飛脚屋の開店を許さず、飽くまで両家の専業とすべき旨を町役人に申渡した」としているのは、島屋の新規開店に際して他の開店願を不許可にしたものと考へるべきである。

（33）「同右」三五二頁。なお市川孝正「桐生の織物」によると桐生新町の「壬申戸籍」には陸走会社人力一戸、飛脚屋五戸、馬士一〇戸がみえている。（地方史研究協議会編「日本産業史大系」4 二九七—八頁）

（38）直接に関係はないが「同右」（二九四頁）によると、高崎の島屋が京都に差出した荷物について、馬士が碓氷峠山内大ならで酔寝中に、馬が荷物一個を振落し喰破つ

た見えている（林玲子「前掲書」一一一頁）。十一屋とゆいので、私は為登師と解したい。

（39）「桐生織物史」上巻二九八、三〇一頁参照。なお同書では佐羽市郎兵衛となっている。

（30）「同右」三二九頁

（36）京屋荷物の目印は赤縄である。

（31）「同右」三二八頁

（37）六右衛門は「軽井沢町志 歴史編」（二九四頁）によると、定飛脚の定宿で京三度屋であり、寛政初頭にはこの他に紀州、尾州、越州、加州、富山、高田、糸魚川、松本、上田などの飛脚荷物を取扱っていた。

（32）「同右」三二九—三三一頁に天明七年一月領主酒井家役人から桐生新町役人に宛てた申渡書について「十七屋は、手代の非行により、自然営業不振に陥った隙に乗り、新規の飛脚屋、自家の支店を出さんと、内々運動を試みたのであった。併し領主酒井家役人は、島屋が十七屋を後援して、営業継続をなすを聞いて、その情誼の厚きに感じ、新規飛脚屋の開店を許さず、飽くまで両家の専業とすべき旨を町役人に申渡した」としているのは、島屋の新規開店に際して他の開店願を不許可にしたものと考へるべきである。

（38）直接に関係はないが「同右」（二九四頁）によると、高崎の島屋が京都に差出した荷物について、馬士が碓氷峠山内大ならで酔寝中に、馬が荷物一個を振落し喰破つ

（33）「同右」三五二頁。なお市川孝正「桐生の織物」によると桐生新町の「壬申戸籍」には陸走会社人力一戸、飛脚屋五戸、馬士一〇戸がみえている。（地方史研究協議会編「日本産業史大系」4 二九七—八頁）

（38）直接に関係はないが「同右」（二九四頁）によると、高崎の島屋が京都に差出した荷物について、馬士が碓氷峠山内大ならで酔寝中に、馬が荷物一個を振落し喰破つ

た事件があり、島屋代人幸領に軽井沢、坂本両宿問屋、定宿に詫状を入れている事実があり、とかく故障があつたと思はれる。

(39) 「駅肝録」(「日本交通史料集成」弍)一三二—一三三頁

(40) 「水口町志」上巻二三—三三頁。「土山町史」一七二頁にも同文のものが収録されている。

(41) 「日本財政經濟史料」巻九—五八三頁。この蝕は諏訪伊勢守旅行について心得違があり出されたものであるが、一般化してもよいかと思ふ。

(42) 吉田半兵衛については「藤岡町史」八七三—九〇四頁参照。

(43) 「同右」七六三—七六六頁。江戸駄賃の文政元年は金一〇〇兩に付錢三四五文となっているが、寛政のそのの一割増のため表の通りに訂正した。

(44) 「同右」七六七—七八頁

(45) 「同右」七五六—七頁

(46) 越後屋の場合に文政年間桐生で買宿を玉上家から引揚げ、京屋に代用を命じた事実がある。(林玲子「前掲書」二四三頁)買宿と飛脚が業務上密接な関係にあった事を示している。

(47) 「藤岡町史」八八七—九一頁

(48) 「桐生織物史」上巻三三六—三七頁の引用による。なお原本は桐生市立図書館郷土資料係堀越靖久氏の御教示に

上州における飛脚問屋(藤村)

よると昭和四一年四月現在所在不明である。

(49) 「同右」三六三、三六五頁

(50) 「同右」三四六頁。

(51) 森岡美子「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態」史学雑誌五九編一号三一頁

(52) 「桐生織物史」上巻三三三—三五頁

(53) 「藤岡町史」一一—二頁

(54) 「同右」六八八—九二頁。文政元年買租は金一七八兩、錢四八三文で、うち一三・〇%は藤岡で御下ケ金になつている。送金分のなかで五・九%は何れの便によつたか不明である。「同書」六三八—九頁によると享和元年には一部の送金を近江屋替兵衛が請負っている。

(55) 「同右」六二四、七二三頁。しかしこれをもつて廻状は飛脚問屋が村々を運ぶと一般化してはならない。たとえ甲州の場合には甲府に安永二年には十七屋孫兵衛相仕布袋屋庄右衛門(「定飛脚問屋願濟一件」)、文化一四年には島屋佐右衛門相仕柏屋藤兵衛・小松屋忠次右衛門、京屋弥兵衛相仕近江屋替兵衛出店(「甲府之儀御尋幸国々綱張」)がある。甲州山梨郡下井尻村井尻家文書

(「史料館所蔵目録」第一三集所収)によると寛政四年石和代官所の御用状について「老久式分 飛脚長谷川屋内喜兵衛参り」とあり、享和元年には「老久式分 是ハ御書付飛脚買石和三七江弘」としている。前者は郷直と

上州における飛脚問屋（藤村）

推測されるが後者は不明である。また甲州東山梨郡牛乳村の長百姓の家に生れた兩宮敬次郎は安政元年の思い出として「廻状と云つて政府の布告が名主々々に廻つて来る。廻つて来ると「歩るき」||定使と云ふものが置いてあつて夫れに持つて廻らせる」（兩宮敬次郎述、桜内幸雄編輯「過去六十年事蹟」一二頁）と記している。なお享和二年井尻家が江戸に書状を出す際には「朝勝沼宿問屋へ相願三度飛脚江相渡し差立申候」として、定飛脚問屋を利用している。

(56) 「軽井沢町志 歴史編」二九—三二頁

(57) 前島密はその「郵便創業談」において、「一封の信書を上州前橋在に出稼して居る弟に届けてくれと相願」され「上州高崎には定飛脚屋があるから此手紙を其飛脚屋に託して配達させようと思つて、高崎迄来て飛脚屋に其配達を頼むと、前橋の町なら配達するが、在方では配達出来ないと言つて断られた。そこで止を得ないから、一日の時間と切り詰めた旅費とを徒に費して、わざわざ前橋在の片貝村といふ所迄出かけて、やつと委託の任務を果たした」（「鴻爪痕」昭和三〇年版五一—三頁）としている。営業範囲の実態については今後の研究に俟たねばならない。

(58) 「桐生織物史」上巻三四七—五〇頁。なおこの史料には改正分として銀値が並記されている。しかし文中に

「三頁目以上は貳百五拾文の割合(其後銀七匁に改正)」などとなるから、文政二年の値段として表示した。

(59) 「同右」三五—二頁

(60) 松本四郎「幕末、維新期における経済的集中の史的過程」歴史学研究三二九号六頁参照。

(61) 林玲子「前掲書」二二三頁

(62) 平瀬光慶「近江商人」九五—一〇〇頁。なお井上定幸「北関東の江州商人原田家の店則」（群馬文化七八・七九合併号）は同家についての論考である。

(63) 「藤岡町史」五三—二五頁

(64) 「同右」九一—四九頁。富田家文書には藤岡店和平が富田金蔵に出した金五〇両の金子預り証文がある。

(65) 吉田東伍「大日本地名辞書」三二八—二頁。「新編武蔵風土記稿」第一卷六六—七二頁。

(66) 松本四郎「前掲稿」七頁註一五参照。

(67) 林玲子「前掲書」二二三頁。なお同頁にはこの事件の詳細が記されているので参照されたい。

(68) 天保一四年写「京弥甲府一条其外とも」（東京大学経済学部所蔵文書）。本文書は林玲子氏からその写を借覧したものである。記して感謝したい。

(69) 「藤岡町史」九一—七頁

(70) 中井信彦「三井家の経営」社会経済史学三一巻六号九七—八頁参照。なお富田家の紋は「丸に七ツ星」であ

る。また天保期の京屋の困窮に対する白木屋の出金のため逼塞した白木屋旦那に宛てて、嘉永六年に京屋の藤岡・高崎・桐生・福島・仙台・甲府・室町の七店が同元年から勤役の者の給料の一部を積建てた金五〇〇両を献上しているが、その連名人のうち藤岡店の所に「老分 富田金蔵」と見えている。「飛脚甲府店発起并仕法帳」山梨県立図書館蔵による。

- (71) 昭和四一年七月富田銀蔵氏の御教示による。なお金蔵の先妻せんは高崎から嫁した由である。また「藤岡町史」(九二六頁)によると和吉は後年大久保環と改名して岩鼻大属となっている。

(72) 土蔵は現在では周辺の家と同じ白壁に塗直している。

- (73) 柳田国男「先祖の話」(定本柳田国男集第十卷一一一—二頁)

(74) なお富田家文書には弘化四年広川三蔵名義の金一〇〇両の為替手形が残っている。これが調達金かは確認していない。

- (75) 「群馬県史」第三卷三〇九頁

(76) 「下蔭集」は内閣文庫蔵。本書の所在は高井浩氏の御教示により知った。記して感謝したい。なお上州の国学については高井浩「桐生国学発達史」(群馬文化三・四・五・七・八号)参照。

- (77) 内訳は卷一春歌二五首、卷二夏歌二四首、卷三秋歌二上州における飛脚問屋(藤村)

○首、卷四冬歌一九首、卷五恋歌一九首、卷六雑歌下二七首である。なお若干数え違があるかもしれない。

- (78) 高井浩氏の研究(「桐生国学普及状態—桐生国学発達史(四)」—群馬文化七号)によると守部の門人は「地域的には江戸を中心として全国各地に及んでいるが、特に関東が圧倒的に多い(一五一名で全門人九〇%)そして関東における門人の分布をみると、まず江戸はいうまでもないが、そのほかでは

岩槻、粕壁、関宿、幸手等奥羽街道沿いの諸宿場及びその近辺

高崎、桐生、足利及びその近在が多い」とされている。「下蔭集初編作者姓名」に「百成 同所号京屋 藤井久兵衛」とあるが、これは高井氏によると桐生新町の紺屋である。また同氏によると境塚村の寛濁橋本彦八は「初め飛脚問屋、機業後に文人」とある(「同上」七頁)。これがどの飛脚問屋かは明きらかでない。

- (79) 「藤岡町史」九三六頁。なお藤岡笛木町で質屋金貸を業としていた御代澄浅見作兵衛は狂歌を永世に学び(同書九二—三四頁)、同大戸町の永俊利右衛門と其子の俊久柳沢佐助(同書九七—三頁)、同笛木町の呉服屋児玉屋の下蔭峯安右衛門(同書九七—六頁)、その弟で武州本庄宿の商家の養子となった茂恒峯直右衛門(同書九八—〇頁)、買

上州における飛脚問屋（藤村）

二六六

宿の玉世新井兵右衛門（同書九八三頁）は永世の歌の門下であり、彼等の多くは浅草庵黒川春村の門下でもあった。また島屋の大江丸安井政胤、すなはち安井宗二（「俳懺悔」日本名著全集第二七卷俳文俳句集九三六―七頁参照）も藤岡では「俳諧の門下も多い為、一度来店すると十日も二十日も逗留したものである（中略）而して高崎

・玉村・本庄・熊谷などの門下もここに叫合して、時々俳筵を開いたものである」（「藤岡町史」八二二頁）とされている。

（80）書物の一部は富田家に現蔵されているが、刊本は殆どなく、金蔵の手になる写本である。

